

茨城県子ども食堂応援事業 令和7年度第1回運営会議

次 第

日 時	令和7年5月16日（金）午後1時半～3時半				
会 場	子ども食堂サポートセンターいばらき前共有スペース （茨城県水戸市大工町1-2-3 トモスみとビル 4階 みとしんビジネスセンター C-1） ※ ウェブ会議システム「Zoom」を通じた出席可能。				
内 容	議事 番号	事項	議 事	ページ 番号	
			開会の挨拶	2	
		報告	各委員の近況報告	3	
	1		昨年度の事業報告	4～7	
	2	協議	今年度の事業計画の共有と進め方の協議		8
	3		社会福祉協議会対象の「子ども食堂との連携・支援情報交換会」開催案の協議		
	4		『子ども食堂 設立・運営のコツ』改訂に向けた協議	9～20	
	5		【参考】茨城 NPO センター・コモンズ独自の事業計画案の共有	21～34	
	6		子どもの貧困対策に関する協議	35～49	
7		その他			
資 料	整理 番号	資料名		ページ 番号	
	1	茨城県子ども食堂応援事業運営会議 要項		2	
	2	茨城県子ども食堂応援事業運営会議 運営委員名簿		3	
	3	令和6年度事業報告及び令和7年度事業計画		4～7	
	4	社会福祉協議会対象の「子ども食堂との連携・支援情報交換会」進行案		8	
	5	子ども食堂 設立・運営のコツ		9～20	
	6	【参考】茨城 NPO センター・コモンズによる子ども食堂支援関連の2025年度事業計画（案）		21～23	
	7	【参考】2024年度いばらき子ども食堂応援助成の募集要項		24～27	
	8	【参考】2025年度いばらき子ども食堂応援助成の計画		28	
	9	【参考】2024年度子ども食堂公開ワークショップ 開催レポート（案）		29～34	
	11	国の子どもの貧困対策（こども家庭庁「令和6年版こども白書」抜粋）		35～45	
	12	茨城県の子どもの貧困対策（「茨城県こども計画」抜粋）		46～49	

茨城県子ども食堂応援事業運営会議要項

(設置)

第1条 子ども食堂に関する総合相談、人材育成、地域ネットワークの強化等を行う窓口を設置し、子ども食堂の立ち上げや活動の継続を支援することで、地域で子どもを支え、見守る仕組みの創設、貧困にある子どもの食事、居場所の確保を図ることを目的とする「茨城県子ども食堂応援事業」(以下、本事業)を運営するにあたり、運営会議を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営会議は、本事業の運営に必要な次に掲げる事項に取り組む。

- (1) 本事業の進捗状況の把握
- (2) 各地域の子ども食堂の運営課題の協議
- (3) 本事業の企画、実施のサポート、評価、改善提案 など

(組織)

第3条 運営会議は、別紙に掲げる運営委員を持って構成する。

(運営)

第4条 運営会議は、事務局が必要に応じ招集する。

2 必要に応じて、運営委員以外の有識者などに対し、運営会議への出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 運営会議の事務局は、子ども食堂サポートセンターいばらきを運営する特定非営利活動法人茨城 NPO センター・コモンズとする。

(その他)

第6条 上記の定めのない事項で、運営会議の運営に必要なものについては、運営会議の中で随時協議する。

付 則

この要項は、令和2年9月8日から施行する。

令和7年度茨城県子ども食堂応援事業運営会議 運営委員名簿

役割	団体名	部署名	役職名	氏名 (敬称略)
運営 委員	NPO 法人 ふれあい坂下		代表理事	川崎 眞理子
	県央こども食堂ネット「おかえり」		共同代表	古山 均
	医療福祉生活協同組合いばらき		理事長	
	鹿嶋市食育クラブわかば		会長	日向寺 恵美
	筑西こども食堂 有りの実		会長	谷貝 順子
	つくば子ども支援ネット		広報担当	吉原 将行
	認定 NPO 法人 NGO 未来の子どもネットワーク		代表理事	笠井 広子
事務局	茨城県	福祉部 子ども政策局 青少年家庭課	課長補佐	村田 是
			主任	菱木 脩平
	認定 NPO 法人 茨城 NPO センター・コモンズ	子ども食堂サポートセンターいばらき	常務理事・事務局長	大野 覚
			コーディネーター	伊東 輝実
			コーディネーター	植竹 智央
			コーディネーター	山下 学(※)

※ 認定 NPO 法人全国こども食堂支援センター・むすびえとの人材交流プログラムの一環で参加。

茨城県子ども食堂応援事業 令和6年度事業報告及び令和7年度事業計画

事業区分	整理番号	事業の種類	令和6年度		令和7年度															
			実施内容	結果	新規/拡充/継続	事業計画	時期	場所												
PDCA管理	①	子ども食堂応援事業運営会議の開催	子ども食堂運営者、県と運営会議を実施した。事業概要の説明や今後の進め方を協議し、意見交換を行った。その際、子どもの貧困対策についても、意見交換を行った。 ※事業期間における前期・後期の2回開催した。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>回</th> <th>協議内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1. 昨年度の事業報告 2. 今年度の事業計画の共有と進め方の協議 3. 子ども食堂運営セミナーの内容の協議 4. 子どもの貧困対策に関する協議</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1. 今年度事業の実施報告 2. 来年度に向けた提言</td> </tr> </tbody> </table>	回	協議内容	1	1. 昨年度の事業報告 2. 今年度の事業計画の共有と進め方の協議 3. 子ども食堂運営セミナーの内容の協議 4. 子どもの貧困対策に関する協議	2	1. 今年度事業の実施報告 2. 来年度に向けた提言	継続	<table border="1"> <thead> <tr> <th>回</th> <th>協議内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1. 昨年度の事業報告 2. 今年度の事業計画の共有と進め方の協議 3. 社会福祉協議会対象の「子ども食堂との連携・支援情報交換会」開催案の協議 4. 『子ども食堂 設立・運営のコツ』改定に向けた協議 5. 茨城 NPO センター・コモンズ独自の事業計画案の共有 6. 子どもの貧困対策に関する協議</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1. 事業進捗状況の共有及び評価 2. 来年度に向けた提言 など</td> </tr> </tbody> </table>	回	協議内容	1	1. 昨年度の事業報告 2. 今年度の事業計画の共有と進め方の協議 3. 社会福祉協議会対象の「子ども食堂との連携・支援情報交換会」開催案の協議 4. 『子ども食堂 設立・運営のコツ』改定に向けた協議 5. 茨城 NPO センター・コモンズ独自の事業計画案の共有 6. 子どもの貧困対策に関する協議	2	1. 事業進捗状況の共有及び評価 2. 来年度に向けた提言 など	令和7年5月15日(金)午後1時半～3時半	サポセン(ウェブ会議システムも活用)
			回	協議内容																
1	1. 昨年度の事業報告 2. 今年度の事業計画の共有と進め方の協議 3. 子ども食堂運営セミナーの内容の協議 4. 子どもの貧困対策に関する協議																			
2	1. 今年度事業の実施報告 2. 来年度に向けた提言																			
回	協議内容																			
1	1. 昨年度の事業報告 2. 今年度の事業計画の共有と進め方の協議 3. 社会福祉協議会対象の「子ども食堂との連携・支援情報交換会」開催案の協議 4. 『子ども食堂 設立・運営のコツ』改定に向けた協議 5. 茨城 NPO センター・コモンズ独自の事業計画案の共有 6. 子どもの貧困対策に関する協議																			
2	1. 事業進捗状況の共有及び評価 2. 来年度に向けた提言 など																			
調査研究	②	子ども食堂等に関する情報の収集・発信	<p>① 子ども食堂等の開催状況について情報収集し、ホームページ等で実施場所、日時、食材・備品・ボランティア等の募集の情報発信を行った。</p> <p>② 先進的な取り組みをしている子ども食堂を訪問する等、ヒアリング調査等を実施し、取組事例や支援制度情報の発信を行った。</p> <p>③ ①及び②の内容を含め、子ども食堂に関する情報や本事業で実施するイベント等について、ホームページ上やSNS等において定期的に発信するとともに、プレスリリース等の積極的な広報活動を行った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子ども食堂サポートセンターいばらきのHPを通じて情報発信した。 < www.kodomo-ibaraki.net > 茨城県内子ども食堂一覧を随時更新し、実施場所、開催日時等の情報発信を行い、食材・備品・ボランティア等が子ども食堂に集まるよう促進した。 各地域の先進事例をヒアリングし、訪問レポートにまとめた。主催する各種行事で事例紹介した。 茨城県内の子ども食堂が申請できる助成金情報を随時更新、ウェブサイトで公開し、メーリングリストで月1回発信した。 ツイッター、フェイスブックなどで継続的に情報を発信した。 < https://twitter.com/kodomo_ibaraki > < www.facebook.com/kodomo.ibaraki > 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 県内の地域ネットワーク団体や各子ども食堂から情報を収集したり、また月次のインターネット調査を継続することで、各子ども食堂の運営状況を把握し、また支援対象となる新たな子ども食堂の情報を把握し、公開している子ども食堂一覧を随時更新することで、地域の様々な支援が子ども食堂に集まる状況を継続します。 むすびえが毎年実施する「全国箇所数調査」や、年数回実施される「こども食堂の現状&困りごとアンケート調査」に協力し、その報告書を分析することで、本事業全体での子ども食堂への支援の在り方を随時見直します。 むすびえなど全国組織が開催する行事や、毎月開催予定の都道府県単位の地域ネットワーク団体交流会に、今後も継続的、積極的に参加し、他地域との交流や全国的動向の把握に努めます。 他地域のモデルとなるような子ども食堂を取材し、ウェブサイトやブログ、SNS など公式媒体を通じて発信し、拡散を呼び掛け、一般市民や企業などの活動参加につなげます。 むすびえが毎年実施する「全国箇所数調査」や、年数回実施される「こども食堂の現状&困りごとアンケート調査」に協力し、その報告書を独自分析することで、本事業全体での子ども食堂への支援の在り方を随時見直します。 むすびえなどの全国組織から当団体のような地域子ども食堂ネットワーク団体に対し、メーリング・リストを通じて週数回発信される食品寄贈や助成金などの情報を、現在約 281名が登録する県内子ども食堂関係者のメーリング・リストを通じて日々発信します。 メーリング・リスト登録者数がさらに増えるよう、いつでも登録できるフォームを維持するほか、本事業で行うセミナーなどで積極的に登録を呼びかけます。 サポセンのウェブサイト掲載情報の更新作業、またレイアウトの改善などにも努めます。 ボランティア(人)や食品(モノ)の募集情報の収集、発信だけでなく、県内外の様々な助成機関などが公募している子ども食堂が申請可能な助成金(金)の情報を集約、データベース化し、ウェブサイトやメーリング・リストなどを通じて毎月継続して発信し、助成金の採択数向上につなげます。 	随時	-												
担い手の育成	③	総合相談窓口の設置	<p>① 子ども食堂に係る相談窓口を設置し、電話、対面等により支援を行った。</p> <p>② 設置した相談窓口のホームペ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口を設置し、169件の相談対応を行った。(電話88件、対面10件、eメール50件、オンライン・フォーム19件、SNS2件) 相談窓口のホームページやSNSを随時更新した。 < https://www.kodomo-ibaraki.net/ > 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 平日午前9時～午後5時の予約制による対面相談の他、電話やeメールでも随時対応を行います。必要に応じて、出張相談依頼にも対応します。ウェブ会議システムを活用した相談方法も提示することで、遠方で相談しにくいというニーズにも柔軟に対応します。 図書館や公民館など県内各地の公的施設に送付するサポセンの事業案内の他、SNSなどの 	随時	サポセン(オンライン会議システム)												

茨城県子ども食堂応援事業 令和6年度事業報告及び令和7年度事業計画

事業区分	整理番号	事業の種類	令和6年度		令和7年度				
			実施内容	結果	新規/拡充/継続	事業計画	時期	場所	
			ージを作成・管理・運営した。 ③ ホームページのレイアウトや掲載内容等について、分かりやすく、かつ利用しやすい環境を整えた。	< https://www.facebook.com/kodomo.ibaraki > < https://twitter.com/kodomo_ibaraki >		定期的な発信を通じて、新規相談の掘り起こし、アウトリーチにもつなげます。			も活用)
④		セミナー等の開催①	子ども食堂の担い手を養成する開設準備講座を2回開催した。会場参加とオンライン参加を選択できる形式とした。開設に必要な行政手続き、支援の基礎知識等に係る研修を行った。	子ども食堂スタートセミナー ・場所 イーアスつくば2階ホールB ・参加者 20名 ・内容 県内子ども食堂の運営状況 保健所への手続き 課題を抱えた子どもや保護者への向き合い方 活動事例紹介(竹園土曜ひろば(つくば市) 代表 毛利 正英氏) 設立に向けた思考整理 など ・開催告知 開催案内発信及びウェブ広報	継続	内容は昨年度と同様。 登壇者は未定。	7月、12月の週末午後1時半～3時半(休憩10分)	石岡市、または取手市など(ウェブ会議システムも活用)	
		セミナー等の開催②	子ども食堂運営者を対象とした研修を、2回開催した。会場参加とオンライン参加を選択できる形式とした。運営会議等の場においてテーマを検討し、実践的な内容とした。	子ども食堂スタートセミナー ・場所 那珂市ふれあいセンターごだい ・参加者 24名 ・内容(詳細開催案内参照) 県内子ども食堂の運営状況 保健所への手続き 課題を抱えた子どもや保護者への向き合い方 活動事例紹介(五台子ども食堂(那珂市) 代表 武田 美和氏) 設立に向けた思考整理 など ・開催告知 開催案内発信及びウェブ広報					
			子ども食堂運営セミナー ～リスク対応を見直そう～ ・場所 鹿嶋市役所3階301会議室 ・参加者 24名 ・内容 ①レクチャー:「食中毒を発生させないために再確認すべきこと」 ②ヒヤリハット事例の読み込みと感想共有 ③グループワーク①:「自分の子ども食堂で起きそうなリスク」 ④グループワーク②:「リスク対応」 ・情報提供者 茨城県潮来保健所 ・開催告知 開催要項発信及びウェブ広報	子ども食堂運営セミナー ～SNSを活用して、参加者と応援を集めよう～ ・場所 つくば市役所コミュニティ棟1階会議室 ・参加者 31名 ・内容 レクチャー、質疑応答 グループワーク	継続	行事名 子ども食堂運営セミナー 目的 子ども食堂の持続可能な運営力、及び子どもの貧困など様々な支援ニーズによりその力を高めます。 内容 運営会議、県との協議を踏まえ、以下のテーマを念頭に2回実施します。新設団体も多いことから、過去に実施したテーマも含め、実施内容を検討します。 ・不登校の子どもや家族への支援 ・実践事例から学ぶ ・被虐待児の支援 ・必要な人や世帯に支援を届ける方法 ・資金調達の方法 ・食品衛生管理 ・ボランティア・コーディネーション ・食物アレルギー対応 ・広報力向上 ・ヒヤリハット事例、失敗談から学ぶなど 登壇者 子ども食堂実践者、サポセン職員など 定員 30名(オンライン会議システムによる参加者含む) 協力 開催地の社会福祉協議会	9月、1月の平日午後1時半～3時半(休憩10分)	日立市など(ウェブ会議システムも活用)	

茨城県子ども食堂応援事業 令和6年度事業報告及び令和7年度事業計画

事業区分	整理番号	事業の種類	令和6年度		令和7年度					
			実施内容	結果	新規/拡充/継続	事業計画	時期	場所		
				<ul style="list-style-type: none"> 講師 For Everyone Study 代表兼コーディネーター 植竹 智央 氏 開催告知 開催要項発信及びウェブ広報 						
ネットワーク化促進	⑥	子ども食堂連携協議会の開催	子ども食堂に取り組む実践団体、社協、県、市町村、食材提供関係機関等との交流の場を設け、意見交換を行った。	いばらき子ども食堂交流会 <ul style="list-style-type: none"> 場所 鹿嶋市役所3階301会議室 参加者 24名 内容 <ul style="list-style-type: none"> 以下のテーマに関して協議 ・人材の確保や教育 ・支援が必要な人へのアプローチ ・対応が困難な子どもへの向き合い方 ・資金調達 開催告知 開催要項発信及びウェブ広報 	継続	全県の子ども食堂関係者が交流する機会を、上記運営セミナー第2部として開催します。		9月、1月の平日午後3時半～4時半		
				いばらき子ども食堂交流会 <ul style="list-style-type: none"> 場所 つくば市役所コミュニティ棟1階会議室 参加者 31名 内容 <ul style="list-style-type: none"> 鹿嶋会場と同様のテーマで協議 開催告知 開催要項発信及びウェブ広報 		行事名 いばらき子ども食堂交流会	目的 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の枠を超えて、県内子ども食堂関係者が支え合う関係性を築くこと。 ・子ども食堂運営の参考となる情報を共有すること。 			内容 運営セミナーの内容に関しての各団体の課題やコツの共有 など ※ 会場参加者は会場参加者同士で小グループを、オンライン参加者はオンライン参加同士でブレイクアウト・ルームで小グループを形成し、グループ編成を変えながら交流します。
活動資源の仲介	⑦	食材提供体制等の構築	①企業・全農・商工団体等へ子ども食堂に対する食材提供等、支援の呼びかけを行った。	<ul style="list-style-type: none"> 食品等寄贈に関する相談対応を57件行った。(対面3件、電話27件、eメール15件、寄贈申請フォーム12件) 子ども食堂支援依頼を県と協議の上作成し、相談対応時などに配布した。 「2024筑波銀行ビジネス交流商談会」に参加し、参加団体に子ども食堂への協力依頼を働きかけた。 複数の農業関連企業に対し、農作物寄贈を働きかけるよう依頼した。 サッカーチーム運営企業に対し、スポンサーとの連携を活かしたさらなる食材寄贈などを依頼した。 関東農政局に対し、政府備蓄米の寄贈が促進されるよう、子ども食堂運営セミナーでの案内を呼びかけた。 茨城県環境政策課主催の「いばらきフードロス削減推進事業者協議会」に委員として出席し、子ども食堂などへの食品寄贈促進を通じた食品ロス削減を提言した。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 連携する県経営者協会など商工団体を通じて企業に、また全農いばらきや JA 茨城県中央会、茨城県農業研究クラブ連絡協議会など農業関係団体を通じて農業生産者に対し、食材提供やボランティアなどの支援の呼びかけを10回以上実施します。 様々な商談会に積極的に参加し、企業等が子ども食堂支援に関わるきっかけをつくります。 		随時	県内各地域	
			②子ども食堂実施団体等との食材提供の仲介・調整を行った。1件毎に県と協議しながら、子ども食堂への周知や寄贈団体決定を行った。なお、寄贈を受けた食品等の配分にあたっては、寄贈者の意向を踏まえた公正なルールを設定しかつ明示のうえ、行った。	企業や団体からの食材・物品提供の申し出を子ども食堂ホームページリストを通じて情報提供し、33件の寄贈調整を行った。(のべ575団体への寄贈) ウェブサイトに食品寄贈申込フォームを作成し、寄贈条件や希望を円滑に把握できるようにした。また寄贈調整の過程・結果の尊重、食品の品質確保、個人情報管理、食品事故発生時の対応をまとめた「子ども食堂などに食品を寄贈いただくにあたってのお願い」をウェブサイトに掲載し、寄贈者に寄贈前に確認いただくこととした。		・内容や進め方は前年度と同様。 ・円滑及び公平に寄贈仲介できるよう、県との協議のもと、配分原則を明文化、ウェブサイトにて公開し、食品寄贈仲介事業の信頼性を向上させます。 ・以下の寄贈仲介の流れや時間軸をウェブサイトで示します。	1. ウェブサイトやSNS、チラシなどを通じ、食品寄贈を広く呼びかけます。 2. ウェブサイトにある食品寄贈申込フォームに、食品寄贈を希望する人や団体が寄贈条件、希望などを入力します。 3. 県、寄贈者との調整のもと、子ども食堂に対する食品寄贈案内及びオンラインの受贈申込フォームをサポセンが作成します。(Google フォームを活用)			

茨城県子ども食堂応援事業 令和6年度事業報告及び令和7年度事業計画

事業区分	整理番号	事業の種類	令和6年度		令和7年度			
			実施内容	結果	新規／拡充／継続	事業計画	時期	場所
						4. 県による確認のもと、食品寄贈案内を約 220 名・団体が登録するメーリング・リストを通じて子ども食堂に送付します。 5. 指定された期限までに、食品受贈申込フォームに希望品種、数量、受取可能日時、連絡先などを各子ども食堂が入力します。 6. 県、寄贈者の確認のもと、サポセンが各子ども食堂への配分量を調整、決定し、受贈決定を子ども食堂に通知します。 7. 各子ども食堂が、指定された日時や場所で食品を引き取ります。(寄贈者による配送の場合もあり) 8. 食品寄贈仲介の実績をサポセンがウェブサイト公開し、信頼性の担保と、さらなる食品寄贈仲介につなげます。		
	⑧	提案事業	学生ボランティア、インターンの掘り起こしと子ども食堂へのマッチングに取り組んだ。	茨城大学に訪問し、授業で子ども食堂への活動参加を呼びかけ、学生の子ども食堂への活動参加につなげた。	継続	市町村社協対象の「子ども食堂との連携・支援情報交換会」の開催 (別紙参照)	10月	水戸市内
政策提言	⑨	次年度県実施事業への提案	県の次年度実施事業について助言・提案・情報提供等を行った。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県担当者と事業打合せを都度実施した。 ・ 子ども食堂や食品寄贈者などに対するeメールなどは、常に情報共有した。 ・ 情報提供（県内外の子ども食堂の事例など取り組みについて、電話等での問い合わせに適宜回答した。） 	継続	毎月実施する県青少年家庭課との情報共有の機会、また各子ども食堂へのヒアリングや上記ネットワーク会合、運営会議などで集めた意見を集約して、次年度以降に県内子ども食堂が、質量ともにさらに発展するための事業提案を随時実施します。	随時	県庁

社会福祉協議会対象の「子ども食堂との連携・支援情報交換会」

進行表（案）

子ども食堂サポートセンターいばらき

目 標	子ども食堂とのさらなる連携や支援に関して、各社会福祉協議会が具体的なアイデアを持っていること。					
開催時期	10月平日					
開催方式	会場参加、またはウェブ会議システム「Zoom」を通じたオンライン参加のいずれかを選択できるハイブリッド形式					
会 場	水戸市内					
対 象	県内社会福祉協議会職員					
定 員	80名					
進 行	行 番号	時間帯	分数	内容	進め方	担当
	1	14:00 ~ 14:05	5	開催の挨拶		県青少年家庭課
	2	14:05 ~ 14:10	5	趣旨や進行の説明	進行表による説明	コモンズ
	3	14:10 ~ 14:30	25	茨城県内の子ども食堂の概況の共有	パワーポイント資料で説明	コモンズ
	4	14:30 ~ 14:40	10	他の都道府県の社会福祉協議会による子ども食堂支援事例の報告	パワーポイント資料で説明	コモンズ
	5	14:40 ~ 15:10	25	市町村社協による子ども食堂との連携・支援事例の報告		2つの社会福祉協議会
	6	15:10 ~ 15:15	5	個人ワーク	付箋紙やオンライン・フォームに感想、意見、質問を記入または入力	各自
	7	15:15 ~ 15:35	20	質疑応答	上記をもとに全体で質疑応答	進行：コモンズ
	8	15:35 ~ 15:45	10	休憩		各自
	9	15:45 ~ 15:50	5	グループワークの進行説明		コモンズ
	10	15:50 ~ 15:55	5	個人ワーク：「自分の組織が子ども食堂と連携したり、支援できること」	テーマに沿って、付箋紙やオンライン・フォームになるべく多く記入または入力	
	11	15:55 ~ 16:20	25	グループワーク	各グループで上記を共有して協議	
	12	16:20 ~ 16:25	5	他のグループの協議結果共有	他グループの模造紙を閲覧	
13	16:25 ~ 16:30	5	閉会の挨拶		県社協	
お約束	<ul style="list-style-type: none"> 積極的に発言しましょう。主役は参加者一人一人です。 積極的に、他の参加者の意見に耳を傾けましょう。 					

はじめよう!

より良い場にしよう!

子ども食堂

設立・運営のコツ

子ども食堂 設立・運営のコツ
(茨城県子ども食堂開設・運営手引書)
2020年3月

子ども食堂サポートセンターいばらき

(運営：認定NPO法人 茨城NPOセンター・commons)

電話：029-300-4321

FAX：029-300-4320

eメール：kodomon@npocommons.org

ウェブサイト：www.kodomo-ibaraki.net

発行：茨城県（保健福祉部 子ども政策局 青少年家庭課）



茨城県



協力者と 役割分担	担当者名		役割	
連携組織と 役割分担	連携組織名		協力依頼する内容	
ボランティア 募集方法（該当するもの全てに○）	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の声かけ ・SNS ・ウェブサイト 		<ul style="list-style-type: none"> ・町内の回覧 ・自治体の広報誌 	
食品確保の方法 （該当するもの全てに○）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の寄付 ・農家からの寄付 ・農家からの購入 		<ul style="list-style-type: none"> ・農協からの寄付 ・生協からの寄付 ・スーパーでの購入 ・その他 () 	
食事代（参加費）	対 象		金 額	
	子ども		円	
	中学生年代		円	
	高校生年代		円	
	大人		円	
	その他		円	
概算の年間予算	収 益		費 用	
	科 目	金 額	科 目	金 額
	受取参加費	円	諸謝金	円
	(助成機関からの) 受取助成金	円	印刷製本費	円
	(行政からの) 受取補助金	円	旅費交通費	円
	受取寄付金	円	消耗品費	円
	受取会費(受取参加費ではない)	円	水道光熱費	円
		円	賃借料	円
		円	保険料	円
		円	その他 ()	円
	合 計	円	合 計	円

子ども食堂設立ワークシート

目的 (該当するものを全てに○、最も当てはまるものに◎)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での子どもの居場所づくり ・多世代交流の居場所づくり ・市民が子育てに関わる地域づくり ・食育 ・子育てに悩む家族のサポート 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの悩みを受け止めることができる関係性づくり ・生活困窮の子どもの食糧支援 ・生活困窮の子どもの居場所づくり ・その他 ()
1年後の目標 (できれば数値も)		
団体名		
子ども食堂の名称		
食事の概要		
子ども食堂以外に 取り組む活動 (該当するものを全てに○、最も当てはまるものに◎)	<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーション ・宿題のサポート ・無料塾 ・家族の子育て相談対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・学童保育 ・子ども食堂とは別の食料支援 ・プレーパーク ・その他 ()
衛生管理方法 (該当するものを全てに○)	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所に届け出る ・内部勉強会を開催する 	<ul style="list-style-type: none"> ・有資格者の協力を得る ・その他 ()
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮世帯の子ども ・子どもなら誰でも 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども以外の世代も ・その他 ()
対象を集める方法		
定員	名 (先着順・事前予約制)	
ボランティア数	名	
初回実施時期	年 月	
開催頻度	毎月 回	
開催曜日 (該当日全てに○)	月・火・水・木・金・土・日・祝日	
時間帯	: ~ :	
会場		
実施に向けた 準備工程	取り組む準備項目	期間 (●月～●月)

もくじ

子ども食堂とは.....	2
子ども食堂のメリット.....	3
子ども食堂を始めよう.....	4
衛生管理に気を付けよう.....	10
食物アレルギーに気を付けよう.....	12
保険に加入しよう.....	14
子どものSOSをキャッチしよう.....	15
助成金を申請しよう.....	16
関係機関連絡先.....	18
子ども食堂設立ワークシート.....	20

子ども食堂とは

主に市民のボランティアが主体となり、無料または低価格帯で子どもたちに食事を提供する、地域に密着したコミュニティの場です。

食事だけでなく、学習支援など、さまざまな体験プログラムを行うところもあります。

目的 子どもの居場所をつくること

- 食べることが目的ではなく、地域ぐるみで子どもたちに居場所をつくろうと、多くの子ども食堂が活動しています。

対象 子どものみ、だれでも利用できるなど

- 子どもやその親、ひとり暮らしの高齢者など、だれでも招くところが多いです。
- 子どもだけに限らないため、子ども食堂と名乗らないところもあります。
- 生活困窮世帯の子どものみを対象としているところも一部あります。

実施主体 ボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人 など

- さまざまな人や組織が参画・応援しやすいのが、子ども食堂の良さです。

活動財源 参加費（食事代金）、寄付金、会費、助成金 など



相談窓口	相談方法			相談・支援内容	連絡先 (電話・住所・対応時間)		
	電話	来所	訪問				
茨城県いじめ・体罰 解消サポートセンタ ー	○	○		いじめや体罰に関する 相談	県央	水戸市柵町1-3-1 水戸教育事務所内	☎ 029-221-5550
					県北	日立市末広町1-1-4 県北教育事務所内	☎ 0294-34-4652
					鹿行	鉾田市鉾田1367-3 鹿行教育事務所内	☎ 0291-33-6317
					県南	土浦市真鍋5-17-26 県南教育事務所内	☎ 029-823-6770
					県西	筑西市二木成615 県西教育事務所内	☎ 0296-22-7830
					月・水 9:00~16:30、火・木・金 9:00~18:30		
保健所 ※令和2年4月1日 より水戸市が中核市 に移行し、水戸市に おいて「水戸市保健 所」を設置すること に伴い、茨城県水戸 保健所の名称を「茨 城県中央保健所」に 変更するとともに、 管轄区域から水戸市 が除外されます。	○	○		食品衛生に関すること	水戸	水戸市笠原町993-2	☎ 029-243-9437
					ひたち なか	ひたちなか市 新光町95	☎ 029-265-5645
					常陸大 宮支所	常陸大宮市 姥賀町2978-1	☎ 0291-33-6317
					日立	日立市 助川町2-6-15	☎ 0294-22-4188
					潮来	潮来市大洲1446-1	☎ 0299-66-2116
					鉾田 支所	鉾田市鉾田1367-3	☎ 0291-33-2158
					竜ヶ崎	龍ヶ崎市2983-1	☎ 0297-62-2163
					土浦	土浦市 下高津2-7-46	☎ 029-821-5364
					つくば	つくば市松代4-27	☎ 029-851-9295
					筑西	筑西市甲114	☎ 0296-24-3913
					古河	古河市北町6-22	☎ 0280-32-3023
児童相談所	○	要 相談	要 相談	不登校、心身障害、虐 待、非行などの子ども に関する様々な相	中央	水戸市 水府町864-16	☎ 029-221-4150
					日立 分室	日立市弁天町3-4-7	☎ 0294-22-0294
					鹿行 分室	鉾田市鉾田1367-3 鉾田合同庁舎内	☎ 0291-33-4119
					土浦	土浦市 下高津3-14-5	☎ 029-821-4595
					筑西	筑西市二木成615	☎ 0296-24-1614
					平日8:30~17:15、夜間は転送		
拳銃・覚醒剤110番	○			薬物や拳銃に関する情 報・相談	【薬物】☎ 029-301-7979 (24時間) 【銃器】☎ 0120-10-3774 (24時間)		
生活困窮者自立相 談支援窓口	○	○	要 相談	生活にお困りの方に対 し、自立に向けた支援	各市町村代表番号へおかけください		

関係機関連絡先

相談窓口	相談方法			相談・支援内容	連絡先 (電話・住所・対応時間)
	電話	来所	訪問		
子ども食堂サポートセンターいばらき	○		要相談	子ども食堂や学習支援などの立ち上げや継続の支援	☎ 029-300-4321 (10:00~17:00) 水戸市大工町1-2-3 トモスミとビル4階 みとしんビジネスセンターC-1 認定NPO法人茨城NPOセンター・コモンズ内 ★事務所にスタッフは常駐していません。
各市町村社会福祉協議会	○	○		子ども食堂の活動サポート	HPをご確認ください 茨城県内各市町村社会福祉協議会一覧 www.ibaraki-welfare.or.jp
子どもホットライン	○			子どもたちが抱えている不安や悩み、不満等に対する相談	☎ 029-221-8181 (24時間)
子ども人権110番	○	○		子どもめぐる人権問題全般に対する相談	☎ 0120-007-110 (平日8:30~17:15) 水戸地方法務局水戸市三の丸1-1-42 ※法務局各支局でも相談可 (HPまたは電話で確認)
茨城いのちの電話	○			精神的危機に直面し、助けと励ましを求めている人々に対し健全な社会人として生活することが出来るよう支援	【水戸】☎ 029-350-1000 (24時間) 【つくば】☎ 029-855-1000 (24時間) ※毎月29日から末日、月に数日(不定期)は、20時から翌日8:00まで休止
いばらきこころのホットライン	○			不登校やひきこもりなど、心の問題全般に関する相談	☎ 029-244-0556 (月~金曜日) ☎ 0120-236-556 (土・日曜日) (9:00~12:00、13:00~16:00) ※祝日・年末年始は除く
公益社団法人いばらき思春期保健協会	○	○	要相談	思春期の若者とその保護者に対する生活全般の悩み相談	☎ 029-305-7563 (9:00~17:00) いばらき思春期保健協会 水戸市笠原町993-17
子どもの教育相談	○	○		不登校・いじめ等の悩みに関する相談	☎ 0296-71-3870 (8:00~21:00) ※12/29~1/3は除く 茨城教育研修センター 笠間市平町1410 ★来所の場合は要予約 ☎ 0296-78-3219 (9:00~16:30)
発達が気になる子どもの教育相談	○	○		子どもの発達に関する悩みや心配事についての相談	☎ 0296-78-2777 (9:30~16:30) 茨城教育研修センター 特別支援教育課 笠間市平町1410
いばらき虐待ホットライン	○			子どもの養育、虐待、保護等の児童に関する相談	☎ 0293-22-0293 (24時間)
茨城県精神保健福祉センター	○	○		精神保健福祉全般に関する相談	☎ 029-243-2870 (月~金曜日8:30~17:15) ※祝日・年末年始は除く 水戸市笠原町993-2 ★来所相談は要予約
茨城県ひきこもり相談支援センター	○	○	○	ひきこもりに関する相談	☎ 0296-48-6631 (火~土曜日9:00~18:00) ※祝日・年末年始は除く 一般社団法人アイネット 筑西市西方1790-29 ★来所・訪問相談は要予約
茨城県女性相談センター	○		要相談	女性を対象とした相談	☎ 029-221-4166 (平日9:00~21:00、土日祝日9:00~17:00) ※12/29~1/3は除く 水戸市三の丸1-5-38

子ども食堂のメリット

① 子どもにとって

- ひとりでも安心して過ごせる
- 交流や活動を通じて、さまざまな体験、学びを得られる
- 孤食の防止や食育につながる
- 正しい生活習慣が身につく
- さまざまな人とふれあい、将来への展望が開ける
- 学校や家庭の悩み、不安を相談できる

② 子育て世代にとって

- 地域のさまざまな人との交流ができる
- 家庭や子育てなどの悩み、不安を相談できる
- 食事を得られる
- おさがりとなる衣類を交換できることもある

③ 地域にとって

- 地域の絆(コミュニティ)が生まれる
- 子どもを中心とした地域づくりにつながる
- 地域の見守り、支えあいにつながる
- 地域での活躍の場、社会参加の機会、役割が得られる
- 子どもや子育て世帯が抱える困難に気づくことができる

子ども食堂を始めよう

子ども食堂を始めるにあたって、PDCAサイクルを意識すると、無理なく進められます。手順に決まりはありませんが、ひとつひとつ見ていきましょう。

Plan (計画・準備)

- ①自分の想い、考えを整理しよう
- ②子ども食堂に参加・見学しよう
- ③仲間を集めよう
- ④活動計画を立てよう
- ⑤活動財源を集めよう
- ⑥知ってもらおう

Do (実行)

- ⑦さあ、プレ・オープン!

Action (改善)

- ⑨本格オープン!

Check (点検)

- ⑧課題を見つけて
対策を考えよう

① 自分の想い、考えを整理しよう

何をするにしても、初めは個人の想いから始まります。まずは、自分の考えを深めましょう。簡単なメモでも構いませんので、ご自身の想い、考えを言葉にしてみましょう。

また、「[子ども食堂サポートセンターいばらき](#)」のウェブサイトには、関連情報、参考文献へのリンクが多く掲載されています。参考に、ぜひ読んでみてください。

- なぜ取り組みたいと思ったのか?
- 活かせる経験や能力は何か?
- 子どもを取り巻く状況について、どう考えるか?

など



NO	助成機関名	助成金名	1件あたりの助成上限	毎年のおよその申請期限	備考	
11	公益財団法人 大和証券福祉財団	ボランティア活動助成	30万円	9月中旬		
12		子ども支援活動助成	50万円			
13	こくみん共済coop	地域貢献助成事業	30万円	10月上旬		
14	中央労働金庫	中央ろうきん助成制度	50万円	10月末	法人格が必要	
15	公益財団法人 キリン福祉財団	キリン・地域のちから 応援事業	30万円	10月末		
16	独立行政法人 福祉医療機構	子どもの未来応援基金 (未来応援 ネットワーク事業)	500万円	11月上旬		
17	公益財団法人 日本生命財団	児童・少年の健全育成 助成	60万円	11月末	常時・直接必要な物品を助成	
18		助成プログラムA (食育活動)	100万円	12月上旬		
19	一般財団法人 キュービーみらいたまご 財団	助成 プログラム B	スタートア ップ助成金			20万円
20			食を通した 居場所づく り支援			70万円
21	日本労働組合総連合会	連合・愛のキャンパ	15万円	12月中旬		
22	株式会社 大塚商会	大塚商会ハートフル基金	30万円	1月中旬		
23	独立行政法人 福祉医療機構	社会福祉振興助成事業 (地域連携活動支援事業)	50万円～ 700万円	2月上旬	既存職員の人件 費不可	
24	NPO法人モバイル・コ ミュニケーション・ファ ンド	ドコモ市民 活動団体 助成事業	子どもの健 全な育成を 支援する活 動	70万円	3月末	
25			経済的困難 を抱える子 どもを支援 する活動	100万円		



助成金を申請しよう

子ども食堂を対象とした助成金もずいぶん増えてきました。

助成金頼みになるのはよくありませんが、新たな活動にチャレンジする際、また次の段階にステップアップする際、まとまった金額の助成金は大きな味方となります。

助成金は、申請すれば必ず入金され

るものではありません。助成機関が公募する募集要項をよく読み、その趣旨に沿ったかたちで申請が求められます。

助成金申請のノウハウは体系化されています。下記以外の公募中の助成金情報や申請のコツなど、子ども食堂サポートセンターいばらきのウェブサイトでお調べください。

主な助成金一覧

NO	助成機関名	助成金名	1件あたりの助成上限	毎年のおよその申請期限	備考	
1	公益財団法人 公益推進協会	JM基金	30万円	4月上旬		
2	社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会	茨城県ボランティア・市民活動推進事業費助成金	50万円	5月中旬	2割以上の自己負担が必要	
3	公益財団法人 オリックス宮内財団	“子ども食堂” 応援プロジェクト	30万円	5月末		
4	社会福祉法人 茨城県共同募金会	地域福祉特別助成 (特別助成A)	50万円以内	6月中旬	2割以上の自己負担が必要	
5	独立行政法人 国立青少年教育振興機構	子どもゆめ基金	600万円	6月末、 11月下旬		
6	生活協同組合 パルシステム 茨城 栃木	くらし活動 助成基金	子育て応援 部門	10万円	7月末	最長3年助成
7			スタート 部門	20万円		
8			チャレンジ 部門	40万円		
9	公益財団法人 つなぐいのち基金		50万円	9月上旬		
10	社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会	はんどちゃんネットワー ク運動サロン拡充支援事 業助成金	3万円	9月中旬		

② 子ども食堂に参加・見学しよう

いくつかの子ども食堂を体験してみてください。

子どもやボランティアの様子、食事、人と人との関係性、子ども食堂を始めるにあたって準備すべきことなどを知ることができます。

県内には、子ども食堂が約70か所もあります。各子ども食堂の開催日時や場所、連絡先などは、子ども食堂サポートセンターいばらきのウェブサイトに掲載されています。

もし何名かで見学する際には、運営団体に対し、事前に見学希望の連絡をすると良いでしょう。

参加、見学する際にあたっては、参加者への配慮も心掛けましょう。写真

などを撮影したい場合、撮影しても良いかどうか、事前に必ず承諾を得ましょう。

子ども食堂を開催しているときは、とても忙しいです。いろいろな話を聞きたい場合は、改めて別な日に時間を取ったほうが良いでしょう。

その子ども食堂にボランティアとして参加するのもおすすめです。



③ 仲間を集めよう

知り合った食堂運営者などを講師として地元で招いて、子ども食堂の学習会を開催すると良いでしょう。

学習会を開催するのは、自分の学びのためだけではありません。今後子ども食堂を開催するにあたって、一緒に取り組んでくれる仲間やボランティア、共感して活動を応援してくれる人を集める絶好の機会です。

たくさんの人に参加してもらえるように、告知期間を十分に取らしましょう。

社会福祉協議会などにチラシを置いてもらうのも良いでしょう。

他の子ども食堂などが開催する行事に、仲間を集めて参加するのも良いでしょう。

困ったときは、子ども食堂サポートセンターいばらきに、ぜひご相談ください。

④ 活動計画を立てよう

20～21ページのワークシートを参考に、A4の紙で1～2ページ程度の活動計画をつくりましょう。メンバーで時間をかけ、何度も協議してください。

丁寧に時間をかけて実施に向けた議論を重ねましょう。なるべく多くの、いろいろな人の意見を聞いた方が、より良い計画になります。

ここでしっかりと計画づくりを行う

ことで、助成金などを申請する際にも活かすことができます。事前の計画や準備が、活動の成功の8割を握るとも言われます。焦らずに取り組みましょう。

一方で、あまり計画にこだわり過ぎるのも良くありません。実践しながら、事前に立てた計画を柔軟に見直し、臨機応変に対応しましょう。

考えておきたいこと

目的	<ul style="list-style-type: none"> ●なぜ取り組みたいのか？ ●取り組む地域の課題や社会的背景は何か？ ●地域のほかの団体の活動だけでは不十分なのか？ ●子ども食堂を通じて、どのような地域にしたいか？
場所	<ul style="list-style-type: none"> ●どこで行うのか？ ●調理設備、器具、駐車場などの状況は？ ●使用料はいくら発生するのか？ ●簡単に予約が確保できるのか？
運営	<ul style="list-style-type: none"> ●どんな人に来てほしいか？ ●どのような食事を提供するか？ ●どの曜日・どの時間帯に行うのか？ ●食材はどのように確保するのか？
資金	<ul style="list-style-type: none"> ●いくら必要か？ ●活動財源はどのように確保するのか？ ●助成金は徴収するのか？

※より具体的な開設のポイントは、子ども食堂サポートセンターいばらきのウェブサイトをご覧ください。

子どものSOSをキャッチしよう

様々な子どもが利用する子ども食堂だからこそ、悩みを抱えた子どものサイン、SOSはしっかりとキャッチしたいものです。

自分たちだけで対応できない場合、ネットワークの力を活かして、18～19ページに掲載されているような他の機関につなぐこともできます。

以下の例などを参考に、子どもたちから発せられるサインを見逃さないようにしましょう。

「福祉のプロではないから私たちはできない」と思われるかもしれませんが。しかし、同じ地域に暮らす市民という目線だからこそ気づくこと、できることもあります。

課題を抱えた子どもに、まずは共感し、よりそう姿勢が大切です。

子どもからのサイン、SOSを上手くキャッチできたら、自分だけで抱えることなく、メンバーでどのように対応すべきか話し合しましょう。

気を付けたい子どもたちのサイン

行動

- びくびくしている
- 同じ動作や行動を繰り返す
- 順番を待つことが難しい
- かんしゃくを起こしやすい
- 気持ちが抑えられず、暴力的になっている
- 時計から時間が読めない
- 眠れないと言っている
- だるそうにしている
- 表情の変化が少ない

食事

- 過食などの異常行動がある
- 食べる量が極度に少ない
- 特定のものばかり食べる
- 一緒に食事をとることが苦手

身なりや服装

- 髪の毛がべたついている
- 入浴をしていない、服を洗っていない様子がある
- 散髪ができていない
- 急にやせた、もしくは太った
- リストカットをした痕がある

他者との関わり方

- 思いつくまま話すなど、筋の通った話ができない
- 含みのある言葉や嫌味をいわれても理解できない
- ほかの子どもとトラブルがある
- ゲームのルールを守ることが難しい

保険に加入しよう

次のような事例は、実際に子ども食堂で起きたことです。保険の加入により、万が一のリスクに対応しましょう。

- 調理室の床が濡れており、滑ったボランティアが骨折してしまった。
- 年齢の大きい児童のまねをして、幼児が階段を駆け降りることがあり、ひやひやする。
- レクリエーションとしてバレーボールをしていた時、子どもが投げたボールがボランティアに当たり、眼鏡を割ってしまった。

おすすめ保険一覧

保険名	ボランティア行事用保険	ボランティア活動保険	茨城県県民運動保険制度
対 象	地域福祉活動やボランティア活動の一環として日本国内で行われる各種行事(行事そのもの)	日本国内における自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動(個人対象)	<ul style="list-style-type: none"> ●自由意志のもとに行う公益性のある地域活動 ●県内の活動であれば、県外在住者も対象
対象とならないもの	不特定多数の参加者が見込まれるために参加者か否かを特定できない行事	旅費交通費など実費弁償以外の報酬を伴う活動	<ul style="list-style-type: none"> ●旅費交通費など実費弁償以外の報酬を伴う活動 ●年間のボランティア保険の給付が受けられる活動
主な補償金額 (1名あたり)	死亡	400万円	1,040万円
	入院	3,500円/日	6,500円/日
	対人賠償	上限2億円	上限5億円
	対物賠償	上限1,000万円	上限3億円/事故
保険料 (1名あたり)	28円/日	基本プラン：350円 天災・地震補償プラン：500円	無料
条 件	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会への登録 ●事前予約制の場合、事前に名簿備え付けが必要。 ●当日参加が見込まれる場合名簿提出不要。 	社会福祉協議会への登録	<ul style="list-style-type: none"> ●実施日の1週間前までに申し込み。 ●参加者未確定でも申込可能。ただし、参加者全員の名簿を要提出。
加入方法	最寄りの社会福祉協議会		原則的に「いばらき電子申請・届出システム」から申請

⑤ 活動財源を集めよう

活動計画づくりで明らかになった必要経費、また財源の種類や財源確保の手段を前提として、実際に資金調達を行いましょう。

まずはプレ・オープンに向けて、メンバーで当面必要な資金を出し合う方法もあります。あまり自己負担が大きくならないようにしましょう。プレ・オープンの際に、本格オープンに向けて改めて寄付を呼び掛ける方法もあります。

また、助成金を申請する場合、申請書類の提出日から審査、助成決定、入金までに数か月かかりますので、ご注意ください。



⑥ 知ってもらおう

プレ・オープンに向けて、参加者や、協力者を募る期間は十分に取らしましょう。

活動を知ってもらい、参加や協力をしてもらうために、簡単なパンフレットを作成すると良いでしょう。活動計画づくりの過程で、既にパンフレットに書く内容は決まっているはずですが、

逆に、パンフレットの内容に悩む場合、まだ活動計画が十分練られていない証拠ですので、焦らずにじっくり計画づくりに取り組みましょう。「子ども食堂設立ワークシート」にまとめた情報を、わかりやすく簡潔にまとめてください。

子ども食堂を利用する側と、子ども食堂を支援する側で伝え方を変え、パンフレットを2種類以上つくる方法もあります。

パンフレットをつくったら、徐々にブログ、SNS、ウェブサイトなど広報媒体を増やすようにしましょう。地域の共感、応援を集めるためには、団体の信頼性を高める必要があります。情報発信はとても重要です。



⑦ さあ、プレ・オープン!

いよいよプレ・オープンです。

準備が整ったか、しっかりチェックしてみましょう。



プレ・オープン 事前チェック

- check ① 会場はきれいな状態ですか?
- check ② 会場で危険な箇所はありませんか?
- check ③ (予約制の場合) 参加者数は何人ですか?
- check ④ 役割と担当は明確ですか?
- check ⑤ 当日のスケジュールは明確ですか?
- check ⑥ 献立表はできていますか?
- check ⑦ 食材は全部揃っていますか?
- check ⑧ 食器、お箸、コップなど足りていますか?



食物アレルギー対応をする場合

- 事前予約制、登録制の子ども食堂の場合、食べられないものを確認して受け入れましょう。
- 開催案内や会場入口に、食材や調味料を確認できるよう、写真付きで情報開示しましょう。
- アレルギー反応が出る緊急時の薬を持参するように伝えましょう。
- アレルギーの原因となる食材の混入防止のため、調理器具やエリアを分けアレルギー対応食の担当者を決定しましょう。
- 食材や調味料は、複数で確認しましょう。
- 食器、テーブルなどを丁寧に洗浄し、ふきんやスポンジを使いまわさず、食物アレルギー対応専用のものを用意しましょう。
- 食物アレルギー対応の研修会などに参加し、無理なくできること、緊急時の対応方法などを学びましょう。

当日スケジュールの例 (週末開催)

時間帯	内容	主な担当	必要な物
9:20	会場の開錠	代表	会場予約表
9:30~9:50	ボランティア集合、段取りの最終確認	代表	スケジュール表
9:50~11:30	調理	Aさん	食材、調味料、調理器具、食器、はし、コップなど
11:30~13:00	受付開始~食事 (事前登録していなかった人は、氏名や地区、緊急連絡先などを受付用紙に記入)	受付・参加費徴収: 代表、Dさん 配膳: Bさん 食材や料理説明: Cさん (予定よりも多く人が来た場合の)追加調理: Aさん	スタンプ、受付用紙、登録用紙、小銭入れ
13:00~13:30	レクリエーション	Bさん	道具
13:30~15:00	片づけ、皿洗い	Dさん	
15:00~15:40	ふりかえりの会	代表	
15:40~16:00	道具の運び出し、終了	代表	
16:00	会場の閉場、鍵の返却	代表	

代表的なアレルゲン

特定原材料

表示が義務化されているもの



たまご 乳 小麦



えび かに そば



落花生

特定原材料に準ずる21品目

可能な限り表示することが推奨されているもの



あわび いか いくら オレンジ カシューナッツ キウイフルーツ 牛肉



くるみ ごま さけ さば 大豆 とり肉 バナナ



ぶた肉 まつたけ もも やまいも りんご ゼラチン アーモンド

食物アレルギーに気を付けよう

卵や乳製品など特定の食材に対し、皮膚、目、口やのど、鼻、呼吸器などにアレルギー反応が起きる可能性があります。

アレルギーの原因となるアレルゲンは、人によってさまざまです。全てに対応するのは困難でもありますが、誤食防止に向けてできることはあります。

また、食物アレルギーの対応責任を全て子ども食堂運営者が担うものでも

ありません。

参加者に対し、「自分の口に入れるものは、自分がしっかりと責任を持つ」ということを意識してもらうことも大切なことでしょう。

食物アレルギーがあってもできるだけ一緒に食べられるように配慮しながら、まずは食物アレルギー対応方法を決定し、開催案内などに明記しましょう。



食物アレルギー対応を **しない** 場合

- 誤食が起きないように、開催案内や会場入口に対応不可と明記しましょう。
- 食物アレルギーがあっても一緒に食べられるように、食事を持参するようお願いする方法もあります。
- 食物アレルギーのある参加者が来た場合、個別対応ができないことを伝えましょう。
- 食物アレルギーの有無を参加者に確認しましょう。
- 使用食材の情報を開示できるように準備しましょう。

⑧ 課題を見つけて対策を考えよう

プレ・オープンをして、良かったこと、改善すべきことなど、いろいろと思いついたと思います。

本格オープンに向けて、プレ・オープンを振り返りましょう。ホワイトボードなどを使って、次の3つを整理すると良いでしょう。

- ① 良かった点、今後も続けるべきこと (Keep)
- ② 改善が必要な点、今後はやめること (Problem)
- ③ 新たに挑戦したいこと (Try)

課題がいくつか見つかるはずですが、今のままの計画で良いのか、修正すれば何をどのように修正すべきか、プレ・オープンの経験を活かして、しっかり議論しましょう。

ちなみに、県内の他の子ども食堂は、以下の点で運営に課題を抱えています。同じ課題に直面するかもしれませんので、どのようにその課題を乗り越えるか、じっくり話し合しましょう。

子ども食堂運営課題トップ5

- 1位 活動財源の確保が困難
- 2位 支援が必要な子にアウトリーチできていない
- 3位 支援が必要な子にアウトリーチできているかわからない
- 4位 食材確保が困難
- 5位 ボランティアの不足

⑨ 本格オープン！

いよいよ本格オープンです。常に活動の改善、見直しをしながら、少しずつ活動の質・量を拡充し、掲げた3年後の目標を達成できるように頑張ります。

また、運営課題に突き当たったとき

は、メンバーだけではなく、ぜひ他の子ども食堂と意見交換しながら、解決策を模索してください。

食を通じた子どもたち、地域の居場所となることを期待しています。

衛生管理に気を付けよう

食中毒等の食品事故を起こしてしまうと、今後の活動や、他の子ども食堂への悪影響が考えられるため、衛生管理には十分配慮する必要があります。

開設前に、お近くの保健所にお問い合わせください。

実施状況により、食品衛生法に基づく食品営業許可が必要な場合があります。

食中毒予防の

三原則

1

菌をつけない
(手洗い)

2

増やさない
(冷却または
速やかに提供する)

3

やっつける
(加熱)

1

菌を付けないために

- 専用の調理場、もしくは公共施設等の調理場を活用しましょう。
- 包丁・まな板などの調理器具は、洗浄・乾燥を行い、必要に応じて消毒用アルコールなどで消毒しましょう。
- まな板などの調理器具は、食品の種類に応じて使い分けましょう。
- 調理前・トイレ後・調理中などに手が汚れたときは、液体せっけんを使用し、手指の洗浄・消毒を徹底してください。

2

増やさないために

- 原材料は、調理当日に1回で使い切る量を購入し、品質・鮮度・期限表示などについて点検しましょう。
- 購入した食品は適切な温度で保管しましょう。
- 前日調理はしないでください。

3

やっつけるために

- 提供食品は可能な限り加熱調理品にしましょう。
- 加熱調理食品は中心部まで十分（中心部を75°Cで1分以上）加熱しましょう。

身だしなみと体調 チェック

外から菌を持ち込まず、食品や調理器具を汚さないように、清潔な身だしなみになるようじゅうぶんに気を配りましょう。

頭や顔

- 帽子やスカーフ、マスクを着用する
- 長い髪はしっかり結び、帽子などの中に全てしまう

※体調不良の者は絶対に調理に従事させないこと!!

手や指

- 爪を短く切る
- マニキュアなどをつけない
- 指輪などは外す

エプロンや靴

- 調理のとき専用のエプロンや靴を用意する
- トイレに行くときは、エプロンなどをはずし、トイレ専用の履物にはきかえる

お互いにチェックをしあい、常に衛生的な着衣で調理しましょう!

茨城NPOセンター・commonsによる子ども食堂支援関連の2025年度事業計画(案)

事業名	子ども食堂などの設立・運営サポート			
新規／拡充／継続	継続	事業形態	受託事業(委託元:茨城県青少年家庭課など)	
取り組む地域の課題や社会的背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物価高やトランプ関税の影響で経済情勢が悪化し、子どもやひとり親などを取り巻く課題がさらに深刻となっています。 ・ 子ども食堂など食を通じた地域の居場所づくりの活動も 245 にまで増加しました。(2025年4月10日現在) 活動内容も、さらに多様化しています。 ・ 新設団体も多く、組織が脆弱だったり、団体間での組織基盤の格差も目立ちます。資金調達や会計などの運営サポートも必要です。 ・ まだ団体数の地域偏在も目立ちます。水戸市は 26 も子ども食堂など食支援団体がある一方、空白自治体もまだ複数見られます。 ・ 食品寄贈や寄付など、子ども食堂への支援を希望する市民や組織も少なくありません。昨年度は 33 件、のべ 575 の子ども食堂に食品や物品の寄贈を仲介しました。 ・ こども家庭庁の設置の他、「孤独・孤立対策の推進に関する法律」及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が 2024 年 4 月 1 日から施行され、子ども食堂のような地域の居場所への政策的期待はさらに高まっています。 			
事業内容	項目	内容	対象	協力組織
	情報の収集・発信、政策提言	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども食堂の情報を随時収集し、県内子ども食堂一覧を更新します。 ・ 助成金や組織運営ノウハウなど活動資源の情報を収集し、ウェブサイトに集約したり、メーリング・リストで発信します。 ・ 行政や議員、メディアに対し、子ども食堂の可能性と課題を伝えます。 	子ども食堂 助成機関	県内各地の社会福祉協議会、全国の市民活動支援組織
	相談対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども食堂の設立や運営などに関する相談に対応します。 	子ども食堂、行政、社協、企業、組合組織、メディア、教育機関など	
	研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども食堂開設希望者を対象とした研修、また既に運営している子ども食堂を対象とした運営改善の研修を開催します。 	子ども食堂の開設希望者、子ども食堂運営者など	県内各地の社会福祉協議会
	ネットワーキング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記研修の前後で、子ども食堂や支援者などがお互いにつながるように、ワークショップなどを通じて対話を促進します。 ・ 県内の社会福祉協議会が、子ども食堂などとさらに連携したり、支援活動を行うよう、情報交換を行う機会をつくります。 		
資源仲介	<ul style="list-style-type: none"> ・ お金の寄付、食品や物品の寄贈仲介など、子ども食堂の設立や運営に必要な活動資源を仲介し、地域の居場所が持続可能となるようにします。 	企業、農家、市民など 大学生、大学、子ども食堂	県内の大学	

茨城NPOセンター・コモンズによる子ども食堂支援関連の2025年度事業計画(案)

会員の皆さんへ	<p>県子ども食堂応援事業を受託して7年目となり、事業規模も年々拡大し、多くの実績とノウハウが生まれました。同事業以外にも多くのご寄付をいただいたり、講演依頼をいただいたりと関連業務が増加し、分野別中間支援組織としてのコモンズの存在感が高まっているとも言えます。また、上記以外にも、ある自治体のこどもの居場所づくり支援事業にも事業申請予定です。</p> <p>各子ども食堂は、それぞれユニークな取り組みを行っています。食を通じた地域の居場所づくり、支援活動にぜひ参画ください。食品、ボランティア、寄付の仲介も行います。また、ぜひお気軽に各地域の子ども食堂に参加し、子どもたちとの交流を深めてください。</p>
----------------	--

事業名	いばらき子ども食堂応援募金及び助成事業			
新規／拡充／継続	拡充	事業形態	自主事業	
取り組む地域の課題や社会的背景	<ul style="list-style-type: none"> 子ども食堂（会食またはテイクアウト）、フードパントリー、宅食など食を通じた支援活動、地域の居場所づくりは多様になっています。 食支援団体は収益性に乏しく、活動の持続可能性を高めるためには、運営ノウハウの共有と継続的なファンドレイジング、ボランティア・コーディネーションが欠かせません。 増加し続ける子ども食堂などに対し、適切な伴走支援や食材寄贈仲介などを担う市町村単位、または圏域の地域ネットワーク団体の拡充が求められています。 			
事業内容	項目	内容	対象	協力組織
	寄付募集	認定 NPO 法人 全国こども食堂支援センター・むすびえから出向する広報やファンドレイジングの専門家とともに、「いばらき子ども食堂応援募金」の募金活動を拡充します。これまでの助成実績をよりわかりやすく可視化したり、寄付者の想いをまとめることで、潜在的寄付者の寄付意欲を喚起します。	企業、市民、組合組織など	報道機関
	助成	<ul style="list-style-type: none"> 集めたご寄付を原資に、助成申請の公募を行い、他団体のモデルとなるような活動に助成を行います。 子ども食堂などの地域ネットワーク団体の活動がさらに拡充するよう助成を行います。 	子ども食堂など	子ども食堂のネットワーク組織
	ネットワーキング	<ul style="list-style-type: none"> 新たに助成対象となる団体、また前年度助成対象団体を集めた交流会を開催し、お互いの知見や課題の共有を促進します。 寄付者も招き、寄付がしっかり活かされたか、活かされようとしているかを検証する機会とします。 報道機関も招き、発信を行うことで、寄付がさらに集まる循環を生み出します。 	助成対象団体、寄付者	報道機関
会員の皆さんへ	同募金を5年前に始めてから、累計で約1,195万円もご寄付が集まり（JAバンク茨城からの200万円を除く）、助成事業を随時行っています。拡大する共感の循環に、ぜひご参加ください。			

茨城NPOセンター・コモンズによる子ども食堂支援関連の2025年度事業計画(案)



いばらき子ども食堂応援募金のウェブページ
 < <https://bit.ly/kodomobokin> >

その他の事業

事業名	新規／拡充／継続	契約相手	対象	事業内容
農林水産省フードバンク活動強化緊急対策委託事業	継続	株式会社 マイファーム	北関東のフードバンク、子ども食堂、食品ロス活用に関心のある企業など	北関東食品ロス活用情報交換会、専門家として全国のフードバンク等の運営相談対応、研修講師や進行など
人材交流プロジェクト	継続	認定 NPO 法人 全国こども食堂支援センター・むすびえ	尾崎	週 2 日程度尾崎がむすびえに出向しつつ、むすびえからも週 1 日人材を受け入れ、ノウハウ共有を行いながら各事業を進める。
お宝プロジェクト	継続	認定 NPO 法人 全国こども食堂支援センター・むすびえ	全国の子ども食堂の地域ネットワーク団体	県内子ども食堂などの状況を把握しながら、全国各地のネットワーク団体との交流
JA バンク茨城子ども食堂応援助成	継続	茨城県信用農業協同組合連合会 (JA バンク)	県内子ども食堂、フードパントリー	寄付つき商品である JA バンク「子ども食堂応援定期貯金」預金額の一部を原資に助成。
NPO マナビヤ	継続	一般財団法人 茨城県労働者福祉基金協会	子ども食堂など	ウェブサイトや SNS を通じた活動情報の発信支援

いばらき子ども食堂 応援助成

申請受付中

コース	活動継続助成	活動発展助成	フードパントリー・ 宅食応援助成	体験格差を埋める助成
地域の課題と背景	子ども食堂は茨城県内にもだいぶ増えてきました。確認されているだけで208箇所あります。(2024年5月末現在)一方、地域の居場所として、地道にでも活動が持続可能になることが必要です。	県内の子ども食堂などは設立わずか数年のところが多くあります。地域の居場所として、子ども食堂の数のみならず、その質の拡充も求められます。	ひとり親などを対象とした食料配布会、食事を家庭に配って見守る宅食などを行う団体も増えてきました。一方、経済的に厳しい状況の市民を対象とするため、活動を持続するには外部資源を継続的に集めることが必要となります。	格差社会がもたらす影響により、世帯の所得によって子どもの体験格差が生じています。経済的理由によって、子どもが夢を諦めざるを得ず、自尊心を失ったり、自信を得にくい状況があります。
目的	助成申請に不慣れな子どもの居場所が、自立した活動を継続させること。(申請書類が簡易)	さらなる高みを目指して、子ども食堂が活動を拡充させること。	フードパントリーや子ども宅食の持続可能性を高め、生活困難な茨城県民をサポートすること。	子どもの体験格差を少しでも縮め、夢や希望を持つきっかけを生むこと。
助成額	上限 10万円	上限 20万円	上限 30万円	上限 30万円
対象活動	子ども食堂や無料塾など、子どもの居場所による継続的な取り組み。 ※ 会食型、テイクアウト型など形式は問いません。 ※ 生活困窮者自立支援制度に基づく学習支援事業以外の活動。 ※ ひとり親や生活困窮の世帯をサポートする活動がより望ましいですが、必須要件ではありません。	子ども食堂などによる活動の拡充に向けた取り組み。 (例) ・ 開催頻度や開催場所を増やす取り組み ・ ボランティアを増やすための活動説明会の開催や、広報物の作成・配布 ・ ひきこもり者や障がいのある方、一人暮らしの高齢者などをボランティアとして受け入れる取り組み ・ ヤングケアラー、外国ルーツの子ども、虐待を受けた親子、生活困窮や不登校の子どもなどを受け入れる取り組みや働きかけ ・ 新たな体験活動の実施(地産地消、遠足、農業体験、職業体験、無料塾など) ・ 財源拡充のための営業活動	フードパントリーや宅食など、食料支援を通じた見守り活動や、その拡充のための取り組み。	子ども食堂などによる以下のような取り組み。 ※ 子ども個人を支えることに使う助成金ですが、助成対象はあくまで子ども食堂など。 (例) ・ サッカー好きな子どもに、スパイクやユニフォーム、クラブ入会金などを渡し、サッカーができる状況をつくること ・ 楽器を購入して、子ども食堂を通じた演奏活動に子どもが触れること ・ 主に生活困窮世帯の子どもを連れて遠足に行くこと ・ 服やバッグを購入して、誰もが修学旅行に安心して行けるようにすること

総額	300万円	
助成元	認定 NPO 法人 茨城 NPO センター・コモンズ	
財源	<p>茨城で子どもを支え、見守る仕組みの創設、継続を目的とした「いばらき子ども食堂応援募金」に賛同した多くの市民や団体からのご寄付</p> <p>【これまでにご寄付いただいた団体】(順不同)</p> <p>サントリービバレッジソリューション株式会社様、ダイドードリンコ株式会社様、株式会社常陽銀行様、シンコーフーズ株式会社様、第一観光開発株式会社様、株式会社筑波銀行様、ネッツトヨタ茨城株式会社様、水戸エナジー株式会社様、株式会社諸川農園様、有限会社やまの湯様、水戸 21 の会様、茨城県教職員組合様、大成女子高等学校地域デザインフィールド 3 年様、行方市二十歳のつどい実行委員会、水戸市新市民会館等施設建築物新築工事リーダー会様、元茨城県知事竹内藤男顕彰会様、NPO 法人洋服ポストネットワーク協議会様</p>	
対象地域	茨城県内	
対象団体	<p>前記活動に取り組む市民活動団体、または半年以内に前記活動に取り組む予定の市民や団体など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人格の種類や有無は問いません。母体が営利事業者であっても、自発的な市民グループとしての活動と位置付ければ、助成対象となります。 ・団体所在地が茨城県外でも、活動場所が県内であれば申請可能です。 ・関連する活動など、団体としての活動実績は問いませんが、あるとより評価されます。 ・選挙に関わることや、宗教を主目的とする組織は対象としません。 	
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費や管理費なども含め、対象経費に制限はありませんが、どのような経費にいくら助成財源を充当させるか、経費の構成比なども含め、審査対象となります。 ・参加費など助成金以外の自主財源はなくても構いませんが、財源構成も含め、活動の持続可能性も審査対象となります。 	
助成以外のサポート	<p>ご希望により、茨城 NPO センター・コモンズによる組織運営の助言や、活動成果を高めるためのサポートが受けられます。</p> <p>※ 専門的な相談内容の場合、相談料が発生する場合があります。</p>	
予定	日 程	内 容
	2024年7月1日(月)～9月1日(日) 必着	助成申請受付
	2024年9月中～下旬	助成審査
	2024年9月末	助成決定通知
	2024年10月	助成金振込、交流会開催
	2024年10月1日(火)～2025年6月15日(日)	活動実施可能な期間
	活動終了1か月以内もしくは2025年6月30日(月)のいずれか早い日	報告書類提出
選考方法	茨城県内の子ども食堂などの運営事情に詳しい者などから構成される選考委員会にて審査。	

選考基準	<p>① 助成趣旨に十分沿った活動か ★</p> <p>② 地域課題の解決や価値創造に明確に結びつくか ★</p> <p>③ 地域の居場所と出番の広がりを目指しているか ★</p> <p>④ 市民の共感と参加を得やすいか ★</p> <p>⑤ 他の組織のモデルとなるか</p> <p>⑥ 他団体とのつながりは十分か</p> <p>⑦ 活動の実現可能性は高いか</p> <p>⑧ 助成金の使途は適切か ★</p> <p>活動継続助成は★の基準のみで簡易審査します。</p>
お支払い方法	<p>ご指定の口座に、一括で振り込みます。(団体名義の口座を極力設けてください)</p> <p>※ 任意団体でも団体名義の口座開設は可能です。</p>
活動報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご負担にならない範囲で、活動実施状況を随時ご報告ください。 ・ 助成対象団体の事務的負担を考慮し、中間報告書の提出や中間報告会は開催しません。 ・ A4 で 1、2 ページ程度の書式に、写真とともに簡単な活動報告及び決算報告をいただきます。何を行ったかではなく、どのような成果につながったかを重視します。 ・ 領収書コピーの送付などは不要です。団体に保管をお願いします。
申請方法	<p>以下の書類を、申請窓口まで e メールまたは郵送。</p> <p>① 2 ページ程度の申請書 (ウェブサイトより書式をダウンロード)</p> <p>※ 活動継続助成の申請書は 1 ページです。</p> <p>② 予算書 (ウェブサイトより書式をダウンロード)</p> <p>③ 最新の事業報告書及び財務諸表等、もしくはそれらに該当する書類 (もしあれば)</p> <p>④ その他参考資料 (パンフレットや会報、新聞記事などがもしあれば)</p> <p>※ 代表印など押印不要。できるだけ e メールで申請してください。e メール申請の場合、書類受信の確認メールを送信します。</p> <p>※ 一般的な助成事業と異なり、審査に加わらない事務局職員が、申請前の助言などを行うことができます。できれば申請書完成前に申請書案を事務局にお送りください。一緒に良い活動企画を練り上げましょう。</p> <p>※ 活動計画などをさらに検討する必要がある場合、申請書類の再修正をお願いすることがあります。</p>
寄付者のメッセージ	<p>「子どもたちが平等に食事ができ、学べる環境がある社会になって欲しいです。直接お手伝いすることは、今は難しいので寄付だけでもさせてください。」</p> <p>「インターネットの記事でこども食堂を利用する親子の記事をみて、2 児の親でもある自分に何かできることはないのかと考え、募金ができることを知りました。時間が許すなら実際に現場での活動もとは思いますが現状難しいところもあり、僅かな金額ですが少しでもお役に立てればと思います。」</p> <p>「食べたい物が食べられない子どもたちのために使ってください。それとできるだけ身近な地域の子どもたちに。」</p> <p>「つくばみらい市在住の 30 代です。昨年も寄付させていただきましたが、こども食堂の活動にお役立て頂ければ幸いです。」</p> <p>「私は茨城県出身で、現在は京都府京都市に住んでいます。僅かではありますが、茨城県内のこども食堂や学習支援に対して、継続的に応援させていただきます。今後、益々厳しい時代がやってきますが、子どもたちは健康的にお腹いっぱいご飯を食べられるよう、どうか、茨城県内の子どもたちを守ってあげて下さい。」</p>

<p>コモンズとは</p>	<p>1998年に設立された、茨城のセーフティネットや市民活動の推進組織です。ひきこもりがちな市民の居場所づくりや就労支援、生活困窮者の就労・家計相談対応、被災地域の復興支援、外国ルーツの子ども保育園運営や教育環境整備の他、市民団体の運営サポート、ネットワーキング、資金仲介などにも取り組んでいます。2017年より茨城県内の子ども食堂など、食を通じた地域の多様な居場所づくりの設立・運営のサポートを継続しています。</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成申請は1団体で1つのコースに限られます。 ・ いただきます個人情報は、茨城 NPO センター・コモンズ「個人情報保護方針」に基づき、本事業運営及び関連のご連絡のみに使用します。 ・ 助成対象活動で作成する広報物などには、本助成事業からの助成である旨、必ず記載してください。 ・ 申請した活動内容や予算に変更が見込まれる場合、柔軟に対応しますので、都度ご相談ください。 ・ 「いばらき子ども食堂応援募金」は、現在も募金活動中です。ぜひ募金活動にもご協力ください。 ・ まずは、お気軽に事務局までお問い合わせください。あなたのチャレンジを応援します！
<p>申請先</p>	<p>認定 NPO 法人 茨城 NPO センター・コモンズ 〒310-0031 茨城県水戸市大工町 1-2-3 トモスミと 4 階 みとしんビジネスセンター C-1 電話：029-300-4321 FAX：029-300-4320 eメール：kodomo@npocommons.org</p>



2025年度いばらき子ども食堂応援助成の計画（案）

認定NPO法人 茨城NPOセンター・コモンズ

行 番号	助成コース	1団体あた りの助成額	件数	計
1	スタート助成	¥100,000	3	¥300,000
2	活動継続助成	¥100,000	5	¥500,000
3	活動発展助成	¥200,000	5	¥1,000,000
4	フードパントリー・ 宅食応援助成	¥300,000	3	¥900,000
5	体験格差を埋める助成	¥300,000	2	¥600,000
6	地域ネットワーク団体助成	¥500,000	2	¥1,000,000
7	いばらき子ども食堂アワード	大賞	1	¥700,000
8		副賞	1	¥300,000
		合計	22	¥5,300,000
		予算上限		¥7,000,000

子ども食堂ってどんなところ？ Q&A

Q 子ども食堂とはなんですか？

A 主に市民のボランティアが主体となり、無料または低価格帯で子どもたちなどへ食事を提供するコミュニティの場です。
食事は、会食型だけではなく、テイクアウト形式や、宅食の他、フードドライブを行い、フードパントリーも併せて実施しているところもあります。学習支援や様々なレクリエーションなどを行うところもあるほか、子どもやその親、ひとり暮らしの高齢者など、だれでも招く多世代交流型のところも多いです。

Q 茨城県には、子ども食堂はいくつあるの？

A 245の子ども食堂などがあります。「子どもたちのために、自分たちでできることをしよう」という地域の熱意で子ども食堂は広がっています！
※2025年4月時点

Q 子ども食堂にはどんな役割があるの？

A 子ども一人でも安心して過ごせる場所であり、孤食など9つの「コ食」の防止にもつながります。（コ食：孤食、子食、個食、固食、濃食、粉食、小食、戸食、虚食）。また子育ての悩みや情報交換の場所にも…。地域の支え合いにもつながる活動です。最近では高校生など学生が主体となった子ども食堂もでき、社会参加の機会にもなっています。

Q 参加してみたい！どうしたらいい？

A お近くの子ども食堂に直接、お問い合わせいただくか、以下までお問い合わせください！最近では、SNSなどで発信する子ども食堂も増えていきます。活動の様子などを確認いただけます。百聞は一見に如かず！参加者として子ども食堂を体験するのもおすすめです！

～ 県内の子ども食堂を訪問して情報発信しています！ ～



県内の子ども食堂を訪問し、活動内容をnote(文章や画像、音声、動画を投稿するサイト)にて公開しています！設立を考えている方、ボランティアしてみたい方ぜひ、チェックしてください！



「公開ワークショップ話そう！広めよう！
食べるだけじゃない!? こども食堂で起きていること」



子どもたちの未来を照らす、
子ども食堂の挑戦



2024年度 子ども食堂公開ワークショップ開催レポート

認定NPO法人茨城NPOセンター・commons

☎029-300-4321(平日 9時～17時) FAX029-300-4320

✉kodomo@npocommons.org

食の体験が生む子どもの成長

子どもたちとの出会いをきっかけに

ami seedは阿見町を中心に家庭で余った食料を配布するフードパントリーや子ども食堂「おにぎり食堂」、無料塾、地域の居場所づくりなどの活動をしています。おにぎり食堂を始めたのは、無料塾に来る子どもたちの中に、食に困っている子どもたちがいることを知ったのがきっかけでした。

おにぎり食堂では子どもたちにも実際に料理を作ってもらっています。あるとき、小学校中学年くらいの男の子が来てくれたことがありました。ちょうど梅干を使う料理を作っていたので和える手伝いをしてもらいました。ところが、いざ食べるときになって「梅干は嫌いだから食べない」と言います。「自分で和えたんだから食べてごらん」と促すこと数回。しぶしぶ口にするとパッと目が輝きました。あのときの顔は忘れられません。食べられないと思っていたものを、克服できたり、美味しく食べる工夫を学んだり、子どもにとっての気づきがあったのが嬉しかったです。

手作りのハンバーグからの気づき

実は、私の育った家庭では母親が肉を使った料理が好きではなく、私自身ハンバーグを家で作れることを知らずに育ちました。中学の調理実習で「ハンバーグなんてお家でお母さんが作っているから珍しくないでしょう」という教師の言葉に驚いたことを今でも覚えています。ところが、おにぎり食堂でハンバーグを作ったとき、たくさんのお子たちから「家で作れるの？」と聞かれたんです。今の子どもたちに体験が不足していると感じました。さまざまな体験は子どもにとって大切なものだと思います。私は中学校の体験を通して調理師になろうと決意しました。

子ども食堂が食事を提供するだけでなく、今まで自分ができなかったことができるようになったり、将来の夢を見つれたり、いろいろな可能性に繋がっていく場になればいいなと思っています。



ami seed
林 久美子 さん



最近では料理教室を開催して食の大切さを伝えていきます



一つひとつ丁寧に作られた手作りのお弁当。彩りも味も満点のおいしさ！



学びとつながりを生む場所、それが子ども食堂

本ワークショップでは、子ども食堂の運営者のみなさまに、1人ずつ「活動して印象に残っているエピソード」を伺いました。どのエピソードも、気づきがあったり、心が温まったりするものばかり。そのうちいくつかを抜粋してご紹介します。

<https://ks10th.musubie.org/pref/ibaraki>

全国子ども食堂支援センター・むすびえが47都道府県で実施している『公開ワークショップ 話そう！広めよう！食べるだけじゃない！？子ども食堂で起きていること』、21回目の開催地は茨城県。2024年11月11日、ザ・ヒロサワ・シティ会館分館1階集会室8号で開催しました。

茨城県には、245か所の子ども食堂があり（2025年4月現在）、新規開設も増加傾向にあります。その広がりには地域差があります。今回、子ども食堂で起きている変化のエピソードを共有することで、地域の住民や自治会、行政、企業などから子ども食堂への連携を促したいという想いがありました。また、子ども食堂の設立、運営まではいかなくとも何かしらの形でかかわりたいと思う人が、多様な参加の形があることを知り、一歩踏み出すきっかけになればとの思いからワークショップを実施しました。

登壇者のみなさまには、実際に子ども食堂で出会った人たちとの印象深いエピソードを語っていただきながら、子ども食堂の価値について考えました。

変わらなかった子どもが教えてくれたこと

ある女の子のSOS

未来の子どもネットワークは、困難をかかえた子どもたちに特化した子ども食堂で、11年前に設立しました。現在の登録者数は130～150人ほど。毎週月曜日から木曜日までの夕方以降食事の提供と学習支援活動を行っています。

これまでたくさんの子どもの変化を見てきましたが、特に印象に残っているのは、実は変化のなかった子です。

その女の子は子ども食堂に小学5年生のときから来ていました。おもにトラブルを抱えたときだけ顔を出す子で、進路を考えなくてはいけない中学2年生ころが一番荒れていたように思います。あるとき、行方をくらましてしまった彼女を警察と一緒に一日中探しまわったことがありました。やっと見つけたときの彼女は赤ちゃんのように泣いていて、着ていた白いトレーナーも彼女の血で染まっていました。赤色灯を光らせたパトカーが周りを囲むその赤々とした光景が今でも目に焼き付いています。実はこのとき、本人から警察に「笠井さんになら居場所を教えていい」と連絡があったそうです。

慣れないことの大切さ

子ども食堂が彼女にとって受け入れてもらえる最後の居場所だったのではないかと考えています。行政と民間には役割があると思いますが、行政の手からこぼれ落ちていく子どもを、子ども食堂で掬っていきたいと思っています。

この女の子は、今では17歳になっています。最近は顔を出さなくなりましたが、こんなに密にかかわって、こんなに大人がそばにいたのに、変化がなかったのは初めてでした。長く子どもに接していると、いつしか慣れてしまって「この子はこうに違いない」と自分の見方で子どもを見てしまう傾向があります。彼女は慣れないことの大切さを教えてくれたような気がしています。



認定NPO法人NGO未来の子どもネットワーク
笠井 広子 さん



野菜たっぷりの炒め物とサラダ、おかわりする子の姿も！



「ただいま！」と元気な子どもたちを迎えるボランティアの皆さん

高校生ボランティアが見つけた自分の未来

「教えて育てる」若い力への期待

2023年11月に土浦わかものまのまちプロジェクトを立ち上げました。人口減少が進む中、土浦で若い人にもっと楽しい思い出を作ってもらいたい、若い人の意見が反映されるまちづくりをしたい、という想いで活動をしています。私は普段教師の仕事をしているので、子どもたちに「教えて育てる」ことを本業にしています。しかしいつも感じているのは、子どもたちが社会のことをあまりにも知らないということです。子どもたちには、教えてもらったことを学ぶだけでなく、自ら社会と関わることで、広く今の社会を知り、経験を通して成長してほしい、そんな想いから子ども食堂の運営をしています。

日々の成長を見守りサポート

当団体に運営する「放課後子ども食堂」は平日の夕方に開催していますが、食事の提供も遊びに来た小学生の学習支援を行うのもすべて高校生がボランティアで行っています。子どもたちに勉強を教える高校生の中に、学校の教室に入ることができない高校三年生の女の子がいますが、今では子どもたちとのかかわり方や勉強の教え方も自分で考えて工夫し、中学生の進路相談まで受けるように。それからは主体的に動くようになり、慈善活動の提案などもしてくれるようになりました。自分自身の進路を考える時期には、「学校の先生になりたい」と教育学部を志望。教師をしながらまちづくり活動をしている私の姿を見てくれていたようで、子どもは大人の姿を見て考え、成長していくのだと実感しました。学校の教育はかかわれる人が限られていますが、本来子どもは地域でいろいろな大人とかわりながら成長していくものだと思います。子ども食堂には子どもやその保護者、高齢者など幅広い世代が集います。たくさんの人とコミュニケーションをとりながら、失敗も含めた学びを経験できる場であってほしいと思います。



土浦わかものまのまちプロジェクト
酒井 慶太 さん



簡単に作りやすいメニューを考えているそうです



男子高校生の姿も！学生同士協力しながら取り組んでいます！

地域やボランティアの支えで広がる活動

食育活動から始まった子ども食堂

鹿嶋市食育クラブわかばは、2007年に13人の農家のお嫁さんでスタートし、地産地消や食育に関することを中心に学校などで出前授業も行っています。毎月料理教室をはじめてみると子どもたちがどんどん集まってきました。コロナ前の2018年から子ども食堂をはじめました。現在、ボランティアは30人ほど。最初は農家のお嫁さんだけでしたが、今は、色々な人に関わっていただいで運営しています。

子ども食堂の活動のはじめの頃は、メインとなるメンバーが動くことが多かったですが、今はボランティアの皆さん同士でアイデアを出し合い活動することが増えてきました。企業さんや近所の家庭菜園をしている方から食材をいただくことも増えて、地域の皆さんに支えられながら活動しているなどと思います。

多様なボランティアの居場所にも

コロナ以降、お弁当形式での活動、フードパントリーを続けてきましたが、2024年から少しずつ会食型での食事提供を再開しました。

会食型を再開した当初は、なかなか参加者が集まりませんでした。何度か参加してくれていた2人のお子さんを持つママさんとお話したことをきっかけに、お友だちに声かけをしてくれたり、服の譲渡会ではお洋服もってきてくれたりとお友だちがお友だちを呼び少しずつ参加者も増えてきました。

ボランティアメンバーの中には、読み聞かせのプロの方や工作が得意なママさんがいるなど、得意技を持つ方がたくさんいます。活動を通して地域で眠っていた多彩な人たちと出会うことができましたし、参加者やボランティアの皆さんにとっての居場所にもなっていると思います。



鹿嶋市食育クラブ
わかば

日向寺 恵美 さん



子ども食堂のほか、フードパントリーも開催しています！



ボランティアの皆さんと支え合い活動を続けています

地域でママ同士がつながりあえる場づくり

食がまんなかの地域の居場所

2022年に未就園児や不登校のお子さんを持つ親のおしゃべりができる場所をということで「食がまんなかのみんなの居場所 ハレとケ」として活動をスタートしました。

平日を中心に月3～5回程度敷地を開放した誰でも来られる居場所「ハレとケひろば」や、不登校の子をもつママのためのおしゃべり会、子どもたちが作る料理教室など、毎月開催しています。

活動当初から参加してくれていた女の子（当時4年生）。不登校で学校に行けていなかったそうです。その女の子は、ダンスや動物が好きでちょっと偏食気味で食べられるものが限られていて、飲食店に行っても食べられるものがないため、いつもお母さんがお弁当を作っていたそうです。お母さんもお仕事が忙しいようで、大変苦労されていたそうです。

体験しながら、食の大切さを学ぶ

活動の中で、食材の選び方、調味料は伝統的な作り方を作るように心がけているのですが、そうした意識を知ったその子のお母さんさんが「どこで食材を買っているの？」「どんな調味料を選んでいるの？」と質問をしてくるようになりました。同じように悩みを抱えたお母さんたちも相談や共有したりと、情報交換の場になり、お母さん同士のつながりもできてきました。お母さん自身の変化もあり、その女の子は、学校に行けるようになり、活動に参加することはなくなってしまい寂しい気持ちもありますが、たまに会う機会もあって、女の子がすく生き生きして、お母さんも嬉しそうに私まで嬉しくなります。私たちの活動は、食を通じた居場所で、みんなでごはんを作って「美味しい！」と感じる、みんなで経験することで子どもたちの経験として積み重なっていくので、食べる事は大切なことだなどと思います。



ハレとケ

滝本 可南 さん



料理教室では、子どもたちが主役！調理から後片付けもみんなで協力！



自家製の麺など、身体にいい食材選びを大切にしているそうです

参加者の声

先生の教えず育てるという
コミュニケーションの手法が
すごいな、と思った。
子どもたちにやらせている
と、大人はアドバイスしたく
なってしまうそう。

子ども食堂が手作り
することを教える場だ
というのが目からウ
ロコでした。

不登校の子が学校
には行けなくても子
ども食堂には行ける
のはなぜだろうと思
った。

子ども食堂の手伝いをした
いと思ってもなかなか踏み
込めない方もいると思う。
もっと気軽に参加できたら
いいと思う。

公開ワークショップの様子



登壇いただいた皆さま、ご参加いただいた皆さま、
ありがとうございました！

【開催概要】

「公開ワークショップ 話そう！広めよう！食べるだけじゃない！子ども食堂で起きていること」 in 茨城
開催日：2024年11月11日（日）13:30-16:00
開催場所：ザ・ヒロサワ・シティ会館 分館1階集会室8号（茨城県水戸市）
主催：認定NPO法人茨城NPOセンター・ commons、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会、全国子ども食堂支援センター・むすびえ
登壇者：林久美子（ami seed/稲敷郡）、笠井広子（認定NPO法人NGO未来の子どもネットワーク/龍ヶ崎
市）、日向寺恵美（鹿嶋市食育クラブわかば/鹿嶋市）、酒井慶太（土浦わかものまちなみプロジェクト/土浦
市）、滝本可南（ハレとケ/坂東市）※子ども食堂五十音順
ファシリテーター：久米麻子（全国子ども食堂支援センター・むすびえ）

地域の子ども食堂を支えてみませんか？ 子ども食堂の応援方法

年間を通して、野菜や果物、お米などの食品から観戦チケットやカプセルトイなどの物品のマッチングや、ボランティアなど多種多様な寄贈仲介を行っています。詳しくは、裏表紙の連絡先までお問い合わせください

01 食品やお米、防災備蓄品、物品などを寄付！

ご家庭や職場に残っている食品（賞味期限内で安全・安心に食べられる未開封のもの）やお米、防災備蓄品、食器類などを子ども食堂にぜひご提供ください。

寄贈いただける食品などの量が多い場合、まずは当センターにご相談ください。ご希望や条件などをお伺いし、子ども食堂にマッチングします。

02 好きなこと経験を活かしてボランティア参加

興味、関心、得意なこと、ご経験を活かして活動できます。調理が得意でなくても、食材や調理器具の運び出し、子どもの話し相手、遊び相手、宿題のサポート、送迎や広報など、様々なかたちで子ども食堂の力になることができます。

03 子ども食堂の食品保管場所や活動場所を貸与

オフィス、ご自宅の一角や倉庫、ご親族の空き家など子ども食堂の食品保管場所や活動場所としてお貸しください。

05 活動を知って、参加する

ほとんどの子ども食堂が、誰でも参加することができます。まずは活動を知って、子どもたちと一緒にご飯を食べてみてください。

04 寄付金や会費、生産者を紹介して応援

市民による自発的な活動の子ども食堂は、安定的な活動財源があまりなく、参加費、助成金、寄付金、賛助会費などを組み合わせて運営しており、財源確保に困っているところも多くあります。資金的サポートやご紹介いただくことも、子ども食堂にとって大きな力となります。

子ども食堂について詳しく知りたい方はホームページへ▶▶



県内の子ども食堂一覧！身近な場所にあるかも？▶▶



子ども食堂を寄付で応援しよう！ 「いばらき子ども食堂応援募金」

茨城県内の子ども食堂や学習支援など、子どもの居場所を資金的にサポートすることで、地域で子どもを支え、見守る仕組みの創設、継続を図ります。



ご寄付の使途

茨城県内の子ども食堂などの活動を広く支えるため、消耗品費、旅費交通費、印刷製本費など、その活動の設立、継続に必要な経費を、使途を限定せずに充当します。

ご寄付の流れ

認定 NPO 法人 茨城 NPO センター・コムズがご寄付を集約し、資金的サポートを必要とする茨城県内の子ども食堂などに助成します。ご寄付をいただいた都度助成を行うのではなく、一定のご寄付（助成原資）が集まった段階で、助成を行います。

ご寄付の方法

口座振込 事務所での現金手渡し クレジット・カード（※） クレジット・カード（毎月決済）（※） コンビニ払い（※） ペイジー（※）

※印のついた方法を選択される場合、下記よりお手続きをお願いいたします。

<https://bokinchan3.com/npocommons/donation/bokin/page1.php>

株式会社 ゆうちょ銀行 〇ー九店（ゼロイチキョウ店） 当座 0046911（記号番号：00160-7-46911）
茨城 NPO センター・コムズ（トクヒ）イハ・ラクエヌビ・オーセンターコムズ

株式会社 常陽銀行 本店営業部 普通 1978796 特定非営利活動法人 茨城 NPO センター・コムズ
代表理事 横田 能洋（トクヒ）イハ・ラクエヌビ・オーセンターコムズ

※ 匿名寄付を望まない場合、ご氏名、ご住所、連絡先、「いばらき子ども食堂応援募金」にご寄付されたことを、コムズに必ずお伝えください。税控除手続きに必要な領収書を送付します。



これまでにいただいたご寄付
寄付金額の下限、上限は特に
設けておりません。どなた様
でも、ご無理ない範囲で、ぜ
ひご支援ください。
寄付金額の目安は特に設けて
おりません。

（2025年3月末日現在）

年度	金額					人数		
	平均値	中央値	最大値	最小値	合計	個人	団体	合計
2024	42,398	2,000	1,000,000	633	3,519,060	55	28	83
2023	63,284	2,000	1,313,302	230	4,366,586	48	21	69
2022	49,107	3,000	1,000,000	1,000	2,602,651	41	12	53
2021	28,130	2,000	100,000	2,000	647,000	21	2	23
2020	54,533	50,000	200,000	2,000	818,000	13	2	15
合計	49,191	2,000	1,313,302	230	11,953,297	178	65	243

これまでにご寄付いただいた方からのメッセージ

「子どもたちが平等に食事ができ、学べる環境がある社会になって欲しいです。直接お手伝いすることは、今は難しいので寄付だけでもさせてください。」

「インターネットの記事で子ども食堂を利用する親子の記事をみて、2児の親でもある自分に何かできることはないのかと考え、募金ができることを知りました。時間が許すなら実際に現場での活動もとは思いますが現状中々難しいところもあり、僅かな金額ですが少しでもお役に立てればと思います。」 など多数のメッセージをいただいています。

KEYWORD

【小児慢性特定疾病児童等自立支援事業】

小児慢性特定疾病にかかっているこどもの自立を図るため、都道府県等が地域の実情に応じて相談支援やこども同士の交流、就職支援などを実施する事業。

KEYWORD

小児慢性特定疾病

「長期間にわたり症状が続く」、「生命に関わる状況が長期間続く」、「症状や治療が長期間続いて生活しづらい」、「長期間にわたって高額な医療費の負担が続く」の4つ全てに当てはまるとされた病気のこと。

解説



小児慢性特定疾病医療費助成

小児慢性特定疾病にかかっているこどもが、その家庭において健やかに育てられるように、医療費の負担を軽くする制度。18歳未満が対象だが、18歳になる前から既にこの制度を利用している方は、20歳になるまで延長が可能。

イ 「こどもホスピス」に関する調査研究の実施【こども家庭庁】

こども家庭庁では、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月21日閣議決定）において、「関係省庁と連携しながら、小児がん患児等が家族や友人等と安心して過ごすことができる環境の整備について検討を進める」とされていることを踏まえ、いわゆる「こどもホスピス」に関する実態把握及び課題整理を行う調査研究を実施し、「こどもホスピス」の全国普及に向けた検討を進めている。

第4節

こどもの貧困対策

(教育の支援)

ア 幼児教育・保育の無償化（後掲）【こども家庭庁】

■ 参照 第3章第1節ア

イ 生活困窮者自立支援制度、子どもの学習支援・生活支援事業【厚生労働省】

厚生労働省では、貧困によってこどもの将来が閉ざされることがないように、こどもの将来の自立を後押しするため、生活保護世帯を含む生活困窮世帯のこどもとその保護者を対象に、学習支援や生活習慣・育成環境の改善に関する助言、進学や就労といった進路選択に関する情報提供・助言、関係機関との連絡

調整など、きめ細かで包括的な支援を実施している。

ウ ひとり親家庭及び低所得子育て世帯のこどもの学習支援【こども家庭庁】

こども家庭庁では、放課後児童クラブなどの終了後に基本的な生活習慣の習得支援や学習支援を行う「こどもの生活・学習支援事業」を拡充し、低所得子育て世帯などのこどもも支援対象とした。また、令和5年度補正予算において、長期休暇中に日数を増やして学習支援を行った場合の費用を補助し、より多くの学習支援の機会の提供を図るとともに、大学等の受験料や模試費用の補助を行い、進学に向けたチャレンジを後押しした。

解説



「子どもの学習・生活支援事業」

「生活困窮者自立支援法」（平成25年法律第105号）に基づき、福祉事務所設置自治体の任意事業として実施されており、NPO等に委託しての実施も可能。単にこどもに勉強

を教えるだけではなく、生活面・進路選択に関する助言や世帯全体への支援も行うことにより、学習・生活・保護者の養育に関する課題に総合的に対応している。

また、こどもの修学に必要な資金の貸付けを行う「母子父子寡婦福祉資金貸付金」による経済的支援を行ったほか、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座の受講費用の一部を講座の受講開始時、受講修了時及び試験合格時に支給する「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」について、ひとり親家庭の負担割合の改善を図るとともに、新たに通学する場合の補助を創設し、ひとり親家庭の学び直しを支援した。

■参照 注目事例① 貧困の解消・貧困の連鎖の防止に向けた学習支援

エ 高等教育費の負担軽減（後掲）【文部科学省】

■参照 第3章第1節エ

オ 義務教育段階の就学援助の実施【文部科学省】

家庭の経済状況が厳しいこどもたちの保護者に対して、各市町村が学用品費の給与などを行う就学援助を実施している。そのうち、**要保護者**に対する就学援助については、文部

科学省が2分の1を補助しており、2023年度においては、中学校の「**新入学児童生徒学用品費等**」の予算単価の引上げにより、国庫補助の充実を図るとともに、就学援助の着実な取組を支援した。

KEYWORD

要保護者

ここでは、「生活保護法」（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。

KEYWORD

新入学児童生徒学用品費等

小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品費及び通学用品又はそれらの購入費のこと。

カ 高校生等への修学支援による経済的負担の軽減【文部科学省】

文部科学省では、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、

解説



高等学校等就学支援金

2010年度に制度創設。当初は公立高等学校授業料不徴収及び高等学校等就学支援金制度として開始したが、2014年度に所得制限を導入し就学支援金制度に統合。私立高校生等への加算の拡充や「高校生等奨学給付金制

度」の創設などを行い、低所得層を中心に支援を手厚くすることにより、教育の機会均等を図った（その後の主な制度改正は上述のとおり）。

授業料に充てるための「高等学校等就学支援金」を支給し、家庭の教育費負担軽減を図っている。年収約910万円未満世帯を対象として年額11万8,800円（支給上限額）を支給し、私立高等学校等に通う場合には、2020年4月から、年収約590万円未満世帯を対象として支給上限額を年額39万6,000円まで引き上げた。2023年4月からは、制度改正によって新たに創設した「家計急変支援制度」による支援も行っている。

また、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するための「高校生等奨学給付金」については、2014年度の制度創設以降、毎年度、第1子の給付額を増額するなど、支援の充実に努めている。

キ 進学準備給付金【厚生労働省】

厚生労働省では、生活保護世帯のこどもが高等学校等を卒業し大学等に進学する際、新生活の立上げ費用として進学準備給付金を支給している。

ク 大学進学の際に住宅扶助を減額しない措置【厚生労働省】

厚生労働省では、生活保護世帯のこどもの大学等への進学を支援するため、自宅から大学等に進学する者を世帯分離したときの住宅扶助費の減額をしない措置を行っている。

ケ 高校中退者等への学習相談・学習支援等の提供・実施【文部科学省】

文部科学省では、高校中退者等を対象に、地域資源（高校、地域若者サポートステーション、ハローワーク等）を活用しながら社会的自立を目指し、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援並びに就労支援等を自治体において提供・実施した。2023年度は6自治体で取組を実施するとともに、事業の全国展開を見据え好事例のノウハウ共有・横展開を図った。

コ 国立青少年教育振興機構における「青少年の『自立する』力応援プロジェクト」を通じた体験や遊びの機会の確保【文部科学省】

独立行政法人国立青少年教育振興機構で

解説



「高校生等奨学給付金」

生活保護世帯、住民税非課税世帯（家計急変世帯を含む。）の授業料以外の教育費負担を軽減するために給付しているもの。国は都

道府県が給付に要した経費の一部を補助している。

解説



「進学準備給付金」

生活保護世帯のこどもの大学等進学率は、全世帯の進学率と比較して低い状況にあり、貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯のこどもの自立を助けるためには、大学等への進学を支援していくことが有効であると考えられ

る。このため、大学等に進学する者に対して進学の際の新生活の立ち上げの費用として給付金（入学に伴い転居する者は30万円、その他の者は10万円）を支給している。

は、経済的に困難な状況にあるこどもの自立する力を養うための施策に取り組んでいる。2023年度は、ひとり親家庭や児童養護施設など、困難な環境にあるこどもが規則正しい生活習慣や自立する力を身に付けることができるよう、「生活・自立支援キャンプ」を49事業実施し、1,452人が参加した。また、「子どもゆめ基金」助成事業において、民間団体が、困難な環境にあるこどもを対象とした体験活動等を行う場合、従来の助成事業では対象外とされている経費を助成対象とすることで、参加するこどもの経済的負担が軽減されるよう措置を講じ、111件の活動を支援した。

(生活の安定に資するための支援)

ア 円滑な食品アクセスの確保の推進【農林水産省、内閣府、消費者庁、こども家庭庁、厚生労働省】

こどもたちが十分かつ健康的な食事を毎日とることができるよう、困窮している家庭・こどもへの食品・食事支援の一環で、農林水産省では、地域若者サポートステーションを中心に、生産者、食品事業者、フードバンク、こども食堂などの地域の関係者が連携して円滑な食料提供に取り組む体制づくりや、フードバンクやこども食堂等の新規立上げや取組拡大への支援等を行っている。

また、関係省庁が連携し、円滑な食品アクセスの確保に資する支援策を取りまとめ、周

知することにより、支援策の地域での積極的な活用を図り、円滑な食品アクセスの確保に向けた取組を全国に展開している。

イ こどもの生活支援の強化【こども家庭庁】

こども家庭庁では、令和5年度補正予算において、多様かつ複合的な困難を抱えるこどもに対し、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設けるとともに、支援を必要としているこどもを早期に発見し、適切な支援につなげる仕組みなどをつくることを目的とした「地域こどもの生活支援強化事業」を創設した。

ウ ひとり親家庭に対する子育て・生活支援【こども家庭庁】

こども家庭庁では、乳幼児や小学校に就学するこどもを養育するひとり親家庭が就業上の理由で帰宅時間が遅くなる場合などに定期的に家庭生活支援員（ヘルパー）の派遣などを行う「ひとり親家庭等日常生活支援事業」や、ファイナンシャルプランナーなどの専門家を活用した家計管理の講習会の開催、地域の民間団体の活用による出張・訪問相談、同行支援や継続的な見守り支援、ひとり親家庭のこどもの基本的な生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりなどを行う「ひとり親家庭等生活向上事業」を実施している。このうち、「こどもの生活・学習支援事業」については、2023

解説



円滑な食品アクセスの確保に向けた取組の意義

非正規雇用の増加等により、低所得者層が増加しつつあり、経済的理由により十分な食品を入手できない者が増加している。また、貧困等の状況にあるこどもたちに対しては、フードバンクやこども食堂等による無償又は安価で食品や食事を提供する取組も広がって

いる。しかし、地域によっては取り扱う食品に偏りがあったり、フードチェーンがつかないなど地域との関係者の個々の取組では解決が困難な状況もあるため、円滑な食品アクセスの確保に向けた更なる取組が求められている。

年度に新たに食事の提供にかかる費用の補助を行うこととした。また、令和5年度補正予算において、こども食堂やこども宅食などを広域的に支援する民間団体の取組を支援する「ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業」を実施した。

また、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借上げに必要となる資金の償還免除付きの貸付けを行う「ひとり親家庭住宅支援資金貸付」の実施や、「母子父子寡婦福祉資金貸付金制度」の生活資金貸付けについて、母子家庭の母や父子家庭の父で、家計が急変した者を対象に加えるなど、ひとり親家庭の生活の安定を図った。

エ 生活困窮者自立支援制度【厚生労働省】

厚生労働省では、保護者への就労支援を始め、子育て世帯を含めた経済的に困窮する世帯の生活の安定に資するための支援として、生活困窮者自立支援法に基づき、全国の福祉事務所設置自治体に相談窓口（自立相談支援機関）を設置し、複雑かつ多様な課題を背景とする生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階で、自立に向けた各種支援等を実施している。また、地域の関係団体等と連携し、協働して地域づくりを行いながら、生活困窮者の早期発見や包括的な支援につなげている。

解説



自立相談支援機関での支援内容

自立相談支援機関では、生活と就労に関する支援員が、生活困窮者からの住まい、家計、就労などに関する相談を受け、必要な情報の提供や助言、関係機関との連携・連絡調整、自立に向けた個別の支援プランの作成等の包括的な支援を行っている。

具体的な支援に当たっては、本人の状況に応じて生活困窮者自立支援制度の以下の事業を活用するほか、必要に応じて関係機関・他制度による支援等と連携している。

○住居確保給付金：

就職のために住居を確保する必要がある者に対し、就職活動中に家賃相当額を原則3か月、最大9か月支給する。

○就労準備支援事業：

生活リズムが崩れている、他者とコミュニケーションを取ることが難しいなどの理由により直ちに一般就労を行うことが困難な者に対し、日常生活自立に関する支援から一般就労に向けた基礎能力・知識の習得まで一貫した支援を実施する。

○認定就労訓練事業：

認定を受けた社会福祉法人等の自主事業として、一般就労に就く上でまずは柔軟な働き方をする必要がある者に対し、その者の状況に応じた支援付き就労の機会を提供するとともに、就労に必要な能力向上のために必要な訓練等を実施する。

○家計改善支援事業：

生活困窮者に対し、家計の状況の把握や家計改善の意欲を高めることを支援する。

○一時生活支援事業：

住まいに困難を抱える生活困窮者に対し、一時的な衣食住の提供や、地域で安定した生活を送れるよう、一定期間の見守りや生活支援を提供する。

○子どもの学習・生活支援事業：

単にこどもに勉強を教えるだけでなく、生活面・進路選択に関する助言や世帯全体への支援も行うことにより、学習・生活・保護者の養育に関する課題に総合的に対応する。

(保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援)

ア 被保護者に対する就労支援【厚生労働省】

厚生労働省では、被保護者就労支援事業において、被保護者の就労支援に関する問題について、福祉事務所に配置された就労支援員が被保護者の相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行っている。

また、被保護者就労準備支援事業において、雇用による就業が著しく困難な被保護者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行っている。

イ 生活保護受給者等就労自立促進事業【厚生労働省】

厚生労働省では、生活に困っている方や生活保護を受けている方などが働けるように、仕事を紹介するハローワークと生活を支える市役所などが協力して支援している。

ウ ひとり親家庭の就労支援【こども家庭庁】

こども家庭庁では、個々のひとり親家庭の実情に応じて策定する自立支援プログラムの対象者に、児童扶養手当の受給が見込まれる者であって、離婚前から支援が必要なものを対象に加えたほか、就業相談から就業情報の提供等までの一貫した就業支援を実施する「母子家庭等就業・自立支援事業」について、在宅就業や各種訓練に必要な環境整備を図った場合の補助事業を新設するとともに、一般市等についても心理カウンセラーを配置した場合の補助事業等を実施することとした。

また、ひとり親家庭の自立の促進を図るため、就職に結び付きやすい教育訓練講座などを受講した際に受講料の一部を支給する「自立支援教育訓練給付金」、看護師、保育士などのほか、短期間で取得可能な民間資格も含め、就職に有利となる資格を取得するための養成機関在学中の生活費の負担を軽減する「高等職業訓練促進給付金」の支給などを実施した。

地方公共団体に、母子・父子福祉団体等の事業発注の機会の増大が図られるよう周知を図り、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から物品及び役務を調達するよう努めた。

ひとり親の就業支援に積極的に取り組んでいる企業の表彰を行った。

エ 希望する非正規雇用労働者の正規化【厚生労働省】

厚生労働省では、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員への転換の取組を実施した事業主に対して、「キャリアアップ助成金(正社員化コース)」を支給している。

2023年度においては、支給額増額、対象となる有期雇用労働者の雇用期間の制限緩和、正社員転換制度の導入に係る加算措置の新設及び職務、勤務地や労働時間が限定された多様な正社員制度の導入に係る加算措置の拡充を実施した。

オ マザーズハローワークにおける就労支援【厚生労働省】

厚生労働省では、子育て中の女性等に対する就職支援を行うための専門支援窓口として「マザーズハローワーク」、「マザーズコーナー」を設置している。キッズコーナー、ベビーチェア等、こども連れで来所しやすい環境を整備し、求職者の状況に応じた担当者制によるきめ細かな就職支援を実施している。

KEYWORD

「マザーズハローワーク」 「マザーズコーナー」

マザーズハローワークは21か所、マザーズコーナーは185か所が設置されている(2024年3月末時点)。仕事と子育てがしやすい求人の情報を収集・提供するほか、再就職に役立つセミナーを実施している。

カ ハローワークにおける非正規雇用労働者等への支援【厚生労働省】

厚生労働省では、正規雇用での就労を希望する方へ、ハローワークにおいて担当者制によるきめ細かな就労支援を行っている。

キ 生活が困難な状態にある保護者を含む保護者の就労支援に資する公的職業訓練の実施【厚生労働省】

厚生労働省では、ハローワークの求職者のうち、就職のために職業訓練が必要な者に対して無料の公的職業訓練を実施し、希望する仕事に就くために必要な職業スキルや知識等の習得を支援している。また、母子家庭の母及び父子家庭の父の特性に応じたコースを実施するとともに、育児等で時間的制約のある求職者も受けやすいよう、eラーニングコースや託児サービス付きの訓練コース等を実施している。

ク 男性の育児休業取得支援等を通じた「共働き・子育て」の推進（後掲）【厚生労働省】

■参照 第3章第3節ア

ケ 育児期を通じたニーズに応じた柔軟な働き方の促進（後掲）【厚生労働省】

■参照 第3章第3節イ

コ 長時間労働の是正（後掲）【厚生労働省】

■参照 第3章第3節ウ

サ ひとり親支援ポータルサイトの開設・充実【こども家庭庁】

こども家庭庁では、ひとり親家庭などが活用できる支援施策や地方公共団体における取組状況、地域で活動しているひとり親家庭の支援団体や、ひとり親の雇用に理解のある企業等の情報などを分かりやすくまとめた特設サイトの作成に向けて、「ひとり親家庭に対する就業支援プラットフォーム構築事業」を実施した。

(経済的支援)

ア ひとり親家庭への経済的支援【こども家庭庁】

こども家庭庁では、ひとり親家庭などの生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給するほか、ひとり親家庭などの生活やこどもの修学に必要な資金などの貸付けを行う「母子父子寡婦福祉資金貸付金」による経済的支援を行っている。また、食費の物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の支給を実施した。

イ 親子交流支援・養育費確保支援【こども家庭庁】

こども家庭庁では、養育費や親子交流の取決めを促進する観点から、離婚協議の前後から、父母がこどもの福祉を念頭において離婚後の生活などを考えるための「親支援講座」の開催や情報提供を行う「離婚前後親支援モデル事業」を実施した。

また、「養育費等相談支援センター」や地方公共団体における養育費に関する相談支援について、SNS等の多様な方法での提供や、身近な地域での伴走型の支援、弁護士等による専門的な相談等を更に充実・強化するとともに、関係部署の連携強化を含めた地方公共団体の先駆的な取組への支援を実施した。

ウ 義務教育段階の就学援助の実施（再掲）【文部科学省】

■参照 第1章第4節（教育の支援）オ

エ 高校生等への修学支援による経済的負担の軽減（再掲）【文部科学省】

■参照 第1章第4節（教育の支援）カ

オ 高等教育費の負担軽減（後掲）【文部科学省】

■参照 第3章第1節エ

(必要な支援を促す取組)

ア 相談支援体制の強化【こども家庭庁】

こども家庭庁では、地方公共団体の相談窓口就業支援専門員を配置することで就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員が弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりに必要な費用の補助などを行う「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業」を拡充し、新たに同行支援や継続的な見守り支援等を行うための体制づくりに必要な費用の補助を行うこととした。

また、令和5年度補正予算において、チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など、IT機器の活用を始めとした相談機能強化を図る「ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業」を実施した。

イ 地域におけるこども・若者支援のための体制整備【こども家庭庁】

こども家庭庁では、学校を含む様々な関係機関等が連携し、社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、「子ども・若者支援地域協議会」の設置を促進している。各地方公共団体における「子ども・若者

支援地域協議会」の整備・機能向上を推進するため、「地域におけるこども・若者支援体制の整備推進事業」において、アドバイザーの派遣や研修の開催に対する支援を実施している。

ウ 虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援【こども家庭庁】

親からの虐待や貧困家庭であることに起因して孤立してしまう学生等は、生活基盤が弱い弱であること等により、生活困窮や、心身の不調等の様々な困難に直面することがある。そのため、こども家庭庁では、様々な困難に直面する学生等に対し、寄付等に基づく生活物資をアウトリーチ型で届けるとともに、必要な相談支援につなげる事業を2024年度から実施することとしている。

エ アウトリーチ支援・宅食事業による見守り体制の強化【こども家庭庁】

児童虐待の未然防止、早期発見のため、様々な地域のネットワークを総動員して地域の見守り体制の強化を図ることが必要である。このため、こども家庭庁では、市町村の「要保護児童対策地域協議会」を中核として、こどもへの宅食等の支援を行う民間団体等が支援を必要とするこども等の居宅を訪問するなどして状況の把握や食事の提供等を通じた見守りを実施し、支援ニーズの高いこども等

解説



「子ども・若者支援地域協議会」

いじめ、不登校、ひきこもり、孤独・孤立、非行といった社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者の支援に当たっては、年齢階層で途切れることなく、継続した支援を行う「縦のネットワーク」と、教育、福祉、雇用など、地域における関係機関や民間団体等が密に連携する「横のネットワーク」を機

能させることが重要である。「子ども・若者育成支援推進法」(平成21年法律第71号)において、地方公共団体に、関係機関等が行う支援を組み合わせることにより、その効果的かつ円滑な実施を図るための仕組みである「子ども・若者支援地域協議会」の設置の努力義務を課している。

を把握し、支援につなげる体制の強化を図っている。

(こどもの貧困に対する社会の理解促進)

ア 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開【こども家庭庁】

こども家庭庁では、こどもの貧困対策が国を挙げて推進されるよう、官公民の連携・協働プロジェクトである「こどもの未来応援国民運動」に取り組んでいる。また、国や地方公共団体の支援策や各地の支援団体の活動情報などをこどもの未来応援国民運動ホームページなどにより発信するとともに、「こどもの未来応援基金」によるNPO等支援団体への活動資金の支援、民間企業と支援を必要とするNPO等支援団体のマッチングなどの更なる展開を図った。

■ 参照 注目事例① 貧困の解消・貧困の連鎖の防止に向けた学習支援

注目事例①

貧困の解消・貧困の連鎖の防止 に向けた学習支援



ひとり親世帯の21.1%、子どもがある世帯の12.1%が、食料が買えない経験をしたことがあるとされている（国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」（2022年）を基に、子ども家庭庁において算出。）など、貧困によって、日々の食事に困っている子どもがいる。このため、子ども食堂、子ども宅食、フードバンク等を広域的に支援する民間団体の取組への支援などを通じて、子どもの貧困の解消に取り組んでいる。

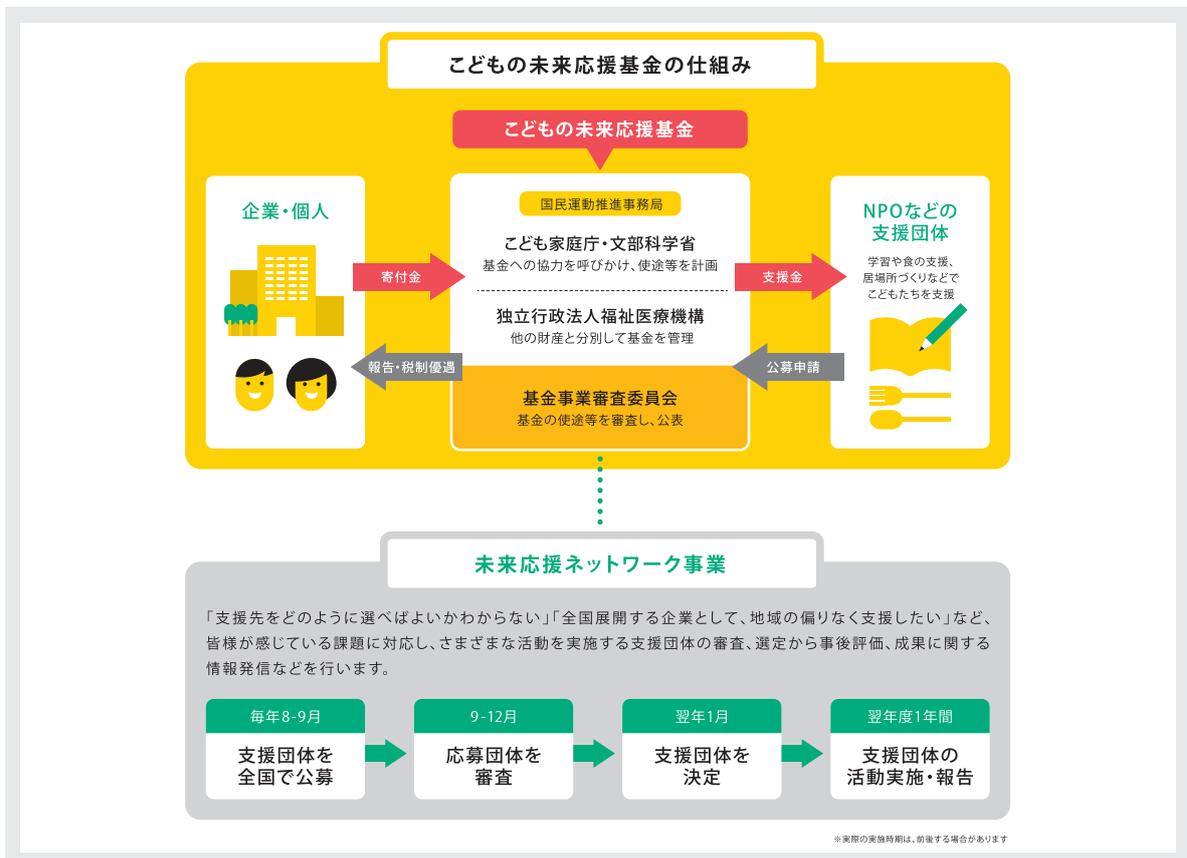
また、生活に困窮している家庭の子どもたちが、学習の機会を十分に得られない、あるいは、進学を諦めざるを得ない実情がある。現に、ひとり親家庭の子どもの大学等の進学率（高等学校卒業後）は65.3%（子ども家庭庁「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」）、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率は39.9%（厚生労働省調べ（2021年））となっており、全般的な大学等進学率83.8%（文部科学省「学校基本調査」（2021年））と比較して低い水準にある。

このため、子どもの学習する機会を確保し、必要な支援につなげる学習支援を実施している。学習支援は、子どもたちの現在の困難を解消するとともに、将来の貧困の連鎖を断ち切る取組であり、ここでは、2つの学習支援の施策について紹介する。

子どもの生活・学習支援事業

「子どもの生活・学習支援事業」では、ひとり親家庭や低所得子育て家庭の子どもに対し、

図表 2-1-24 「子どもの未来応援基金」の仕組み



児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いながら、基本的な生活習慣の習得支援や学習支援等を行っている。

また、令和5年度補正予算においては、進学に向けたチャンレンジを後押しするため、経済的課題を抱えるひとり親家庭等のこどもに対して、受験料や模試費用の補助を行うほか、長期休暇の学習支援を行う自治体に対する補助費用の加算を行うなど、事業を強化した。

こどもの未来応援基金

こどもが抱えている貧困の状況は多様かつ、見えにくいことから、貧困の状況にある家庭やこどもへ、必要な支援を届けるためには、社会全体で取り組む必要がある。このため、2015年から、支援を希望する企業や個人と、草の根でこどもたちを支えているNPOなどの団体を結び付け、国や自治体が行う施策を促進させる、「こどもの未来応援国民運動」に取り組んでいる。

その取組の一つである「こどもの未来応援基金」では、企業や個人から広く寄付を募り、集まった寄付は貧困の状況にある家庭やこどもを支援する団体の活動資金として提供されている。

香川県高松市にあるNPO法人「まんまるサポート」では、「こどもの未来応援基金」を通じて、不登校やひとり親家庭のこどもなど、学校や家庭以外の場所での支援が必要なこどもを対象に、学習支援を行った。

継続した支援により、参加したこどもには、「学習に対する集中力が向上した」、「これまで自分だけの力ではできなかった宿題をやり遂げることができ、自信をもって登校できるようになった」などの変化が見られ、「志望校に合格し、進学の夢をかなえることができた」と喜ぶこどももいた。

経済的な困難を抱えた家庭の中学生を対象に学習支援を行う、山梨県にあるNPO法人「子ども・教育と貧困問題を考える会」では、「こどもの未来応援基金」を通じて、無料の学習塾を開設し、年間175回の学習支援を行った。支援を受けた中学3年生の多くは希望の高校に進学することができた。

今後も、政府として、草の根で活動する団体の支援を通じて、こどもの未来を応援する取組を推進していく。

図表2-1-25 「まんまるサポート」での学習支援の様子



図表2-1-26 「子ども教育と貧困問題を考える会」での学習支援の様子



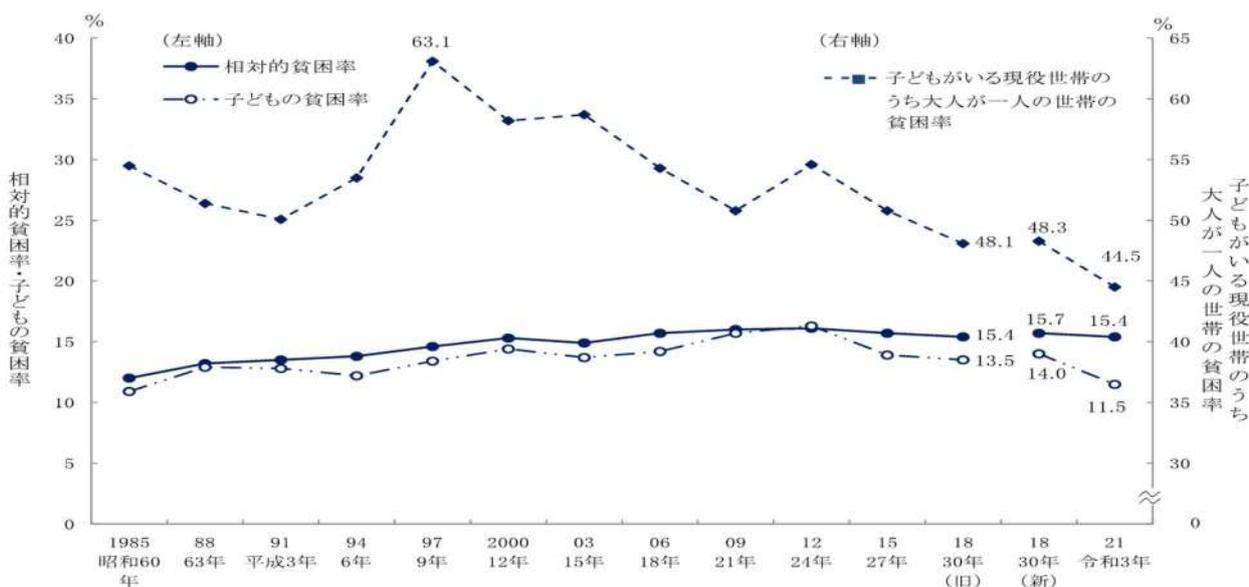
(4) こどもの貧困率

貧困状態を示す指標の一つとして、相対的貧困率があります。これは、貧困線^{※3}を下回る所得^{※4}となる者の割合のことで、こどもの貧困率とは、17歳以下の子ども全体に占める「所得が貧困線に満たない子ども」の割合を言います。

1985年以降、日本のこどもの貧困率は上昇傾向にありましたが、2012年に16.3%となって以降は改善傾向にあり、2021年には11.5%となっています。

また、子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の貧困率は44.5%と、ひとり親世帯における貧困率は高い水準にあります。

(全国) 貧困率の年次推移



出典：厚生労働省「国民生活基礎調査の概況（2022年）」

(5) こどもの進学率

こどもの進学率に関する各調査結果を見ると、中学校卒業後の進学に関しては、「生活保護世帯」、「ひとり親世帯」及び「全体」のいずれにおいても9割以上が進学を選択しているものの、高等学校等卒業後の進学率と比較すると、生活保護世帯において進学を選択する割合がより低くなっていることが分かります。また、本県の生活保護世帯においては、さらにその傾向が顕著に表れています。

一方で、生活保護世帯における高等学校等の中途退学率は、全国よりも本県の方が低い傾向となっています。

※3 等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額を示したもの。2021年時点の貧困線は127万円。

※4 特に注記がない場合、本章における「所得」は「等価可処分所得」を指す。

図ります。

(3) 障害児支援・医療的ケア児等への支援

①障害児への支援

乳幼児期に障害が発見されたこどもに関し、医療機関と行政機関（児童福祉・母子保健・教育）・療育関係機関との連携を深め、早期から子育て支援を行い、0歳からの療育が可能となるよう努めます。

また、早期発見から療育へスムーズにつなぐため、市町村をはじめとする関係機関における療育に関する情報の共有に努めます。

②医療的ケア児への支援

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を設置し、連携促進に努めます。

また、医療型短期入所施設等の開設支援等により受け入れ環境を整備するとともに、在宅で介護を行う家族の負担軽減に取り組みます。

Ⅲ こどもの貧困の解消に向けた対策

1 現状と課題

- 日本のこどもの貧困率は2021年時点で11.5%となっており、改善傾向が見られるものの、ひとり親世帯における貧困率は44.5%と依然として高い水準にあります。
- こどもの貧困問題は、様々な社会的要因が絡み合って発生するものであるため、こどもの貧困の解消に向けた対策として各種施策に着目した上で、総合的に推進していく必要があります。
- また、こどもの貧困の解消に向けた対策を推進するには、こどもだけでなく、こどもを養育する保護者に対しても十分な支援を行うことが重要です。特にひとり親世帯については、経済的な貧困だけでなく、仕事と子育てを一手に担わざるを得ない「時間の貧困」にも陥りやすいことから、幅広い支援が必要となります。

2 主な取組

(1) 教育の支援

①生活困窮世帯等への学習支援

生活困窮世帯のこどもが、経済状況等にかかわらず必要な教育を受けることができるよう、学習支援の充実を図ります。

②学校における総合的な教育支援

学習に関する支援に加え、スクールソーシャルワーカーの派遣等、学校における相談・連携体制などを整備します。

③就学支援の充実

こどもの就学に必要な学費や、その他の必要な費用について、各種給付金等により経済的に支援し、併せて、奨学金の貸付や、生活困窮世帯向けの給付を実施します。

④多様な教育機会の確保

こどもたちの状況を把握して必要な支援につなげ、教育機会を確保するために、学習相談及び進路相談等による支援の充実を目指します。

また、日本語指導教室への教員の配置や研修会の開催等を通して、日本語指導を必要とする帰国・外国人児童生徒の日本語指導教育の指導体制の改善充実を図ります。

(2) 生活の安定に資するための支援

①保護者への生活支援

生活に困窮する家庭の保護者が自立し、孤立することなく安定した生活基盤を築けるよう、保護者への相談支援や保育サービスに関する支援等を実施するとともに、併せて妊産婦などに対する支援や住宅に関する各種支援を推進します。

②生活支援体制の整備・充実

生活に困窮する家庭を支援するために、相談対応や自立支援等の充実を図ることで、生活を支援する体制を整備します。

また、こども食堂に関する総合相談窓口を設置し、こども食堂の立ち上げや活動の継続を支援することで、地域でこどもを支え、見守る仕組みを創設し、こどもの居場所の確保に努めます。

(3) 保護者等への就労支援

①保護者の就労機会の確保

各種相談支援事業の実施により就労を支援します。また、生活困窮者向けの給付金の支給、再就職希望者向けの就職面接会の開催などを実施することで、貧困に直面しやすく、社会的に不利な立場にある者への支援を充実させます。

②保護者の就労のための学び直しに関する支援

再就職を目指す方向けに、学び直し等、就労に必要な能力の向上に関する取組を充実させることで、就労を支援します。

また、ひとり親家庭を対象とした、就職に有利な資格を取得することを支援する高等職業訓練促進給付金の支給等の取組を充実させることで、ひとり親の自立を支援します。

③保護者の就労後の職業生活に関する支援

安定した職業に就いたこと等により、生活保護を必要としなくなった者に対して就労自立給付金を支給する等、就労後の負担を軽減します。また、単に職を得るにとどまらず、所得の増大に資するとともに、仕事と両立して安心してこどもを育てられる適切な労働環境を確保できるよう、支援の充実を図ります。

④こどもへの就労支援

就職相談や、面接会等により就職機会を提供し、併せて関係機関と連携してこどもの就労支援を実施することで、社会的な自立を支援します。

(4) 経済的支援

①児童扶養手当の支給

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、こどもの健やかな成長を図るため、児童扶養手当を支給します。

②生活福祉資金や母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付け

低所得世帯やひとり親家庭等に対して、無利子・低利で高等学校・大学等に就学するための費用や生活に必要な費用などを貸付けることで、経済的な自立を支援します。

③生活保護による教育扶助等

生活保護による教育扶助として、教材代、通学のための交通費、学校給食費等義務教育に必要な費用を支給します。また、高等学校等に就学し、卒業することが生活保護世帯の自立助長に効果的であると認められる場合に、高等学校等就学費を認定し、支給します。

④医療費の助成

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、小児やひとり親家庭の患者負担分を公費により一部助成します。また、小児慢性特定疾病により長期にわたり療養を必要とするこどもの医療費を助成します。

⑤養育費相談員による支援

養育費相談員を母子・父子福祉センターに配置し、ひとり親家庭等に対して養育費の取決めや不払いについての相談に応じます。

IV 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

1 現状と課題

- 本県の児童相談所における相談対応件数は、2023年度は全相談件数が対前年比で約0.6%減の7,775件となり、そのうち虐待相談が4,134件と全体の約53%を占めています。

特に虐待相談については、複雑化、困難化した事案が増加し、一時保護や法的対応等が必要となる事案も増えていることから、それらの事案に迅速かつ適切な対応を図るため、引き続き、児童相談所の体制強化が必要です。

- 全国の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は年々増加し、2022年度については、214,843件と過去最多となりました。

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても影響が認められることから、どのような背景、思想信条があっても許されるものではありません。

一方で、虐待を行った保護者にも自らの被虐待経験や、貧困、疾病、障害等の様々な困難が背景